

**国別障害関連情報
バングラデシュ人民共和国**

**独立行政法人
国際協力機構（JICA）**

**令和3年2月
（2021年2月）**

**株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング**

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
 バングラデシュ人民共和国
 目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	6
2-1. 障害関連行政制度.....	6
2-2. 障害関連法律の詳細.....	8
2-3. CRPD 批准による対応状況	16
2-4. 障害関連施策の状況.....	24
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況...	37
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	38
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	39
3. 障害関連団体の活動概況.....	42
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	42
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	42
4. 参考資料	44

図表目次

図 1 社会福祉省組織図	6
表 1-1 地域別・性別障害者統計（2016）	2
表 1-2 実施された調査と障害者比率	3
表 1-3 障害種別統計（人）	4
表 1-4 障害種別・程度別統計（重複含む）（%）	4
表 1-5 障害種別・程度別・地域別（重複含む）（%）	5
表 1-6 障害種別・性別・地域別（重複含む）（%）	5
表 2-1 障害者関連担当機関の概要	6
表 2-2 その他の障害関連担当機関の概要	7

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of Children	児童の権利に関する条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DLAC	District Legal Aid Committee	ディストリクト法的支援委員会
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
DSM	Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders	精神疾患の診断・統計マニュアル
EU	European Union	欧州連合
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
H&I	Humanity & Inclusion (Handicap International)	ヒューマニティ&インクルージョン
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDA	International Disability Alliance	国際障害同盟
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NFOWD	National Forum of Organizations Working with the Disabled	障害者組織全国フォーラム
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NMC	National Monitoring Committee	国家モニタリング委員会
NSDC	National Skills Development Council	国家技術開発協議会
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術教育・職業訓練
UNDESA	United Nations Department of Economic and Social Affairs	国連経済社会局
Upazilla	-	サブディストリクト
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	1,855.74 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	2.27 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	1.30 %	2019 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.99 %	2016 年

人口

総人口	163,046,160 人	2019 年
男性人口比率	51.6 %	2019 年
女性人口比率	48.4 %	2019 年
都市人口比率	37.0 %	2019 年
農村人口比率	63.0 %	2019 年
出生時平均余命（全体）	72 歳	2018 年
男性	71 歳	2018 年
女性	74 歳	2018 年

保健医療

栄養不足蔓延率	13 %	2018 年
新生児死亡率（1000 人当たり）	19 人	2019 年

教育

教育制度 ²³		
初等教育年数	5 年	2020 年
義務教育年数	5 年	2019 年
成人識字率（全体）	74 %	2018 年
男性	77 %	2018 年
女性	71 %	2018 年

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

² http://uis.unesco.org/en/home#tabs-0-uis_home_top_menus-3（参照 2020-12-08）

³ バングラデシュの教育制度は、初等教育 5 年、中等教育 7 年、高等教育 3 年～である。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	116 %	2010 年
男子	112 %	2008 年
女子	121 %	2008 年
中等教育（総就学率）		
全体	73 %	2018 年
男子	67 %	2019 年
女子	78 %	2019 年
高等教育（総就学率）		
全体	21 %	2018 年
男子	28 %	2019 年
女子	20 %	2019 年

雇用

失業率（全体）	4.2 %	2020 年
男性	3.3 %	
女性	6.0 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

2013 年制定の障害者権利保護法は、障害者を「障害者とは、社会的・環境的障壁によって、身体的、精神的、知的に十分に機能していない人々である。また社会に積極的に参加できない人々は障害者とされる」と定義している。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

2011 年の国勢調査においてはじめて障害にかかる調査が行われており、全人口に占める障害者の割合は 1.41%であった。統計局による世帯収入支出調査（2016 年）の結果を下表に示す。なお、次の国勢調査は 2021 年 1 月に実施予定である。

表 1-1 地域別⁴・性別障害者統計（2016）

	男女合計 (%)	男性 (%)	女性 (%)
全国	6.94	6.27	7.59
農村部	7.27	6.53	8.0
都市部	6.04	5.57	6.5

出所：世帯収入支出調査（2016）を基に調査チームが作成

⁴ 出所である報告書には農村部及び都市部にかかる定義は記載されていない。

なお、この2016年調査においては、障害統計に関する国連ワシントン・グループの短縮質問紙セットである6つの機能領域（1）見る、2）聞く、3）歩く・登る、4）記憶する・集中する、5）自分の世話、6）交流する）をいくらかの困難、多くの困難、できない、の3レベルで分類している。また、2011年の世界銀行による障害にかかる事例研究によって推計された障害者比率は8.9%であり、就業年齢人口の内、なんらかの障害のある者の比率は16.2%であった。バングラデシュ共和国（以下、「バングラデシュ」）政府は、全国規模の地方政府による出生登録を通して、より正確な統計データの収集を試みている。また、小学校による学区内の障害児の特定を行っている。

1-2-3. その他統計

障害者統計については、これまでさまざまな調査が実施されている⁵。

表 1-2 実施された調査と障害者比率

政府による調査 (調査名 (調査年))	障害者比率 (%)	その他機関による調査 (実施組織名 (調査年))	障害者比率 (%)
国勢調査 (1981)	0.82	Action Aid (1993)	8.78
障害者調査 (1984)	1.06	The Inovators KAP (2005)	6.0
国勢調査 (1991)	0.47	Action Aid (1995-1997)	14.4
国勢調査 (2001)	0.60	Action Aid (1995-1997)	13.34
人口登録制度 (2009)	1.00	UNESCAP ⁶ (2012)	9.0
人口登録制度 (2010)	1.18		
世帯収入支出調査 (2010)	9.07		
国勢調査 (2011)	1.41		

出所：Government of Bangladesh, Bureau of Statistics (2015)を基に調査チームが作成

社会福祉省社会サービス局は、保健・家族福祉省と Jatiyo Protibondhi Unnayan 財団 (National Foundation for Development of the Disabled Persons) ⁷の支援の下、全国障害調査を実施し続けている。同調査には医師・理学療法士が参加し、133万3,337人の障害者を対象とし、得られた情報のデータベース化を図っている。障害種別の人数を表 1-3 に示す。

⁵ 統計局報告書 2015年

⁶ 国連アジア太平洋経済社会委員会 (Economic and Social Commission for Asia and the Pacific)

⁷ 社会福祉省傘下にある政府機関であり、障害者福祉を担当している。

表 1-3 障害種別統計（人）

1.	自閉症スペクトラム	38,678
2.	肢体不自由	590,448
3.	精神病に起因する障害	45,392
4.	視覚障害	184,201
5.	言語障害	97,116
6.	知的障害	103,911
7.	聴覚障害	37,779
8.	盲ろう	5,491
9.	脳性まひ	58,718
10.	ダウン症	2,414
11.	重複障害	169,189
12.	その他の障害	-
	合計	1,333,337

出所：政府報告を基に調査チームが作成

表 1-4 障害種別・程度別統計（重複含む）（%）

能力 \ 程度	いくらかの困難	多くの困難	できない
見る	3.89	0.42	0.08
聴く	1.75	0.28	0.09
歩く・登る	1.4	0.46	0.17
記憶する・集中する	1.07	0.33	0.19
セルフケア	0.88	0.36	0.29
話す・コミュニケーションをとる	0.8	0.32	0.31
合計	9.79	2.17	1.13

出所：Government of Bangladesh, Bureau of Statistics (2016) を基に調査チームが作成

表 1-5 障害種別・程度別・地域別（重複含む）（％）

地域 程度	農村部			都市部		
	いくらか の困難	多くの 困難	できない	いくらか の困難	多くの 困難	できない
見る	4.02	0.44	0.08	3.54	0.36	0.09
聴く	1.91	0.33	0.08	1.31	0.14	0.10
歩く・登る	1.50	0.51	0.18	1.11	0.33	0.16
記憶する・集中する	1.19	0.37	0.19	0.75	0.23	0.18
自分の世話	0.93	0.41	0.30	0.74	0.22	0.29
交流する	0.87	0.35	0.33	0.59	0.22	0.27
合計	10.42	2.41	1.16	8.04	1.50	1.09

出所：Government of Bangladesh, Bureau of Statistics (2016) を基に調査チームが作成

表 1-6 障害種別・性別・地域別（重複含む）（％）

地域 程度	男性			女性		
	いくらか の困難	多くの 困難	できない	いくらか の困難	多くの 困難	できない
見る	3.19	0.37	0.10	4.58	0.46	0.07
聴く	1.42	0.28	0.09	2.07	0.28	0.08
歩く・登る	1.22	0.51	0.20	1.57	0.41	0.15
記憶する・集中する	0.94	0.33	0.21	1.20	0.34	0.17
自分の世話	0.73	0.37	0.29	1.03	0.34	0.30
交流する	0.68	0.32	0.32	0.91	0.32	0.30
合計	8.18	2.18	1.21	11.36	2.15	1.07

出所：Government of Bangladesh, Bureau of Statistics (2016) を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府】

障害関連行政の中心となっているのは社会福祉省である。同省は人材開発、貧困削減、福祉、不利な立場にある人々のための福祉向上を担当する。



図1 社会福祉省組織図⁸

出所：社会福祉省ウェブサイトより転載

【障害関連担当機関】

表 2-1 障害者関連担当機関の概要

No.	機関名	概要
1	障害者の権利にかかる各種委員会 (Monitoring Committees at national, district, upazilla)	障害者権利保護法（2013年）により、障害者の権利にかかる国家調整委員会が社会福祉省によって設置された。同委員会は、他省庁及び障害当事者組織からの代表28名から構成される。 ⁹
2	国家国連障害者権利条約監視委員会 (National Monitoring Committee。以下、「NMC」)	障害者の権利にかかる国家調整委員会の名称が変更され、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）実施を監視するため、NMCとして再設置及び強化された。46省庁の代表者により構成されている同委員会がCRPDの権利委員会へ提出する政府報告（以下、「政府報告」）の作成を担当している。

⁸ 上から3番目の組織「National Foundation for Disability Development」は、前述の Jatiyo Protibondhi Unnayan 財団（National Foundation for Development of the Disabled Persons）と同じ組織である。英語名称についてはバングラデシュ政府公式資料の中で統一されていない。

⁹ 同様の目的から17名で構成される国家執行委員会及び県委員会、14名で構成される Upazilla（サブディストリクト）委員会、9名で構成される市委員会の設置が同法律によって定められている。

3	国家人権委員会 (National Human Rights Committee)	2007年に設立された国家独立機関。国民の基本的な人権と自由について監視する責任を負う。憲法における人権尊重の促進のために設立された。障害及び自閉症のある人々に関して、各テーマに沿った分科会が設置されており、苦情を受け付ける役割も果たしている。
---	--	--

出所：政府報告、バングラデシュ政府ウェブ情報等を基に調査チームが作成

【その他の障害関連担当機関】

表 2-2 その他の障害関連担当機関の概要

No.	機関名	概要
1	社会サービス局 (Department of Social Service)	社会福祉省内の部局の一つであり、障害関連分野では、障害者手当・就学補助金の支給、障害の発見、訓練、特別支援学校運営等の業務を担っている。その他、社会保護、貧困削減、病院社会サービス、コミュニティ開発、児童保護、職業技術開発、社会的不利の予防、周縁化された人々の生計向上支援、COVID-19 対応等の業務を担当する。
2	国家社会福祉協議会 (National Council of Social Welfare)	社会福祉関連の政策、法律等について協議・検討する。
3	ジャティヨ・プロディボンディ・ウナヤン財団 (Jatiyo Protibondhi Unnayan) (National Foundation for Development of the Disabled Persons)	1999年に設立された社会福祉省傘下の政府機関であり、障害者福祉を担当業務としている。2021年1月時点において実施中の活動は、各種療法サービスの提供、国立特別支援教育センター・自閉症リソースセンター・自閉症児特別支援学校の運営、各種啓発活動の実施等である。
4	身体障害者保護信託 (Physically Disabled Protection Trust)	1990年に設立された身体障害者の福祉のための信託。バングラデシュ政府とスウェーデン国際開発庁による身体障害者職業訓練事業を通して、同基金の設立に至った。
5	神経発達障害保護信託 (Neuro-developmental Disability Protection Trust)	2013年の信託法により、2014年に設置された自閉症及び発達障害のある人々とその介護者の生活の質の改善のための信託。

6	教育省 (Ministry of Education)	初等、中等、高等教育レベルにおける障害者のインクルージョンを促進する。
---	--------------------------------	-------------------------------------

出所：政府報告、バングラデシュ政府ウェブ情報等を基に調査チームが作成

2-2. 障害関連法律の詳細¹⁰

憲法（1972年制定）はすべての国民に対する平等な権利について明記している。2014年の憲法改正によって、障害者への配慮及び差別の禁止が追加された。他方、2007年という早い時期に CRPD に署名及び批准したバングラデシュは障害者福祉法（2001）を始めとする関連法規を CRPD の内容に合わせて修正及び整備する必要に迫られるなかで、2008年12月の総選挙で政権をアワミ連盟は、政権公約を盛り込んだマニフェストに障害者政策を明記し、障害者団体のネットワークである障害者組織全国フォーラム（National Forum of Organizations Working with the Disabled。以下、「NFOWD」）に同法の修正案の起草を依頼した¹¹。こういった背景の下、2013年に障害者権利保護法の制定に至った。同法は、障害者は法令において明記されている基本的人権を含む、すべての国民の平等な権利を持ち、同法は障害者に対して他の人々と同様に生活する機会を与えている。なお、障害者差別禁止にかかる法律については、草案が法務委員会によって提案されており、国家人権委員会からも新案が政府に提出されている。これらの案について、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」）の実施にかかる各省庁の国家政策と照らし合わせ、また、障害者当事者を含むすべての関係者を議論に巻き込みつつ、法案を最終化している。

法律名	障害者権利保護法（Rights and Protection of Persons with Disabilities Act） ¹²
施行年	2013年
概要	2001年に制定された医療モデルを基礎としていた障害福祉法が、CRPD 批准を受けて社会モデルのアプローチを採用した同法に置き換えられた。なお、同法の実施規定 ¹³ は2015年に制定されている。2001年法の国家・ディストリクト ¹⁴ レベルの調整委員会に加えて、Upazilla ¹⁵ 及び市委員会の設立を定めている。以下の項目が挙げられている。 (1) 生きること・成長すること

¹⁰ 政府報告に基づく

¹¹ 山形（2010）https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_110_ch3.pdf

¹² APCD（2013）同法の原本英語版はウェブ上では密ならない。ベンガル語版は <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/95795/112911/F-1783728389/BGD95795%20Ban.pdf>（参照 2021-02-01）

¹³ 実施規定についてはウェブ上ではベンガル語版しか確認できない。

[http://www.dss.gov.bd/sites/default/files/files/dss.portal.gov.bd/legislative_information/37c4d53b_d078_4dbc_b1c2_4a26296bca39/Vagrants%20and%20Homeless%20Person's%20\(Rehabilitation\)%20Rules%202015.pdf](http://www.dss.gov.bd/sites/default/files/files/dss.portal.gov.bd/legislative_information/37c4d53b_d078_4dbc_b1c2_4a26296bca39/Vagrants%20and%20Homeless%20Person's%20(Rehabilitation)%20Rules%202015.pdf)（参照 2021-02-01）

¹⁴ バングラデシュ国内には64のディストリクトが存在している。県あるいは郡と訳されることが多いが、本文では混乱を避けるため「ディストリクト」とする。

¹⁵ サブディストリクトと言われ、一つのディストリクトが複数の Upazilla によって構成されており、国内には492存在する。なお、複数のディストリクトによって構成されたのがディビジョンであり、国内には8存在する。

	<p>(2) 法的に平等であるという認識と正義</p> <p>(3) 相続の権利</p> <p>(4) 表現・意見・情報の自由</p> <p>(5) 保護者・後見人・結婚生活・子ども及び関連する家族の生活</p> <p>(6) 社会・経済・国レベルの活動への積極的参加</p> <p>(7) 抑圧されない、安全で健康的な環境の十分な保護と設備</p> <p>(8) 身体的・心理社会的・芸術的スキルを含む障害者のためのすべての社会サービスへのアクセス</p> <p>(9) 聴覚障害者が必要としたときにベンガル手話サービスを利用できること</p> <p>(10) 個人情報の保護</p> <p>(11) 自律的な組織と福祉評議会または協会の創設と運営</p> <p>(12) 国民の身分証明書を取得し、選挙に登録し、投票して選挙に参加できること</p> <p>(13) 法律に従って政府によって付与されたその他の権利</p> <p>同法の策定においては障害当事者とともに事業を実施する全国非政府組織（Non-Government Organization。以下、「NGO」）ネットワークが草案作りを担った。</p>
--	---

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	神経発達障害者保護信託法（Neuro-developmental Disability Trust Act） ¹⁶
施行年	2013年
概要	CRPD 批准を受けて制定された神経発達障害者保護のための法律。同法によって神経発達障害者保護信託が設立された。なお、同法の施行規則が2015年に制定されている。また、神経発達障害国家戦略計画（2016-2021）が策定されている。

法律名	障害者福祉法（Persons with Disability Welfare Act） ¹⁷
施行年	2001年
概要	草案は障害当事者及びNFOWDと議論に基づいて準備された ¹⁸ 。と2008年に施行規則が策定されている。障害の定義、国家及びディストリクト調整委員会及び実行委員会の設立・委員・役割、障害者IDカードの登録・発行、障害の予防・発見・治療、障害児者の教育・保健・リハビリテーション・雇用・移動・文化・社会保障、当事者組織等の項目がある。

保健、医療関係法

¹⁶ <http://www.shuchona.org/wp-content/uploads/2019/02/Neuro-Trust-Act-2013-20-Jan-1.pdf>（参照 2021-02-01）

¹⁷ https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/11/Bangladesh_Disability-Welfare-Act-2001.pdf（参照 2021-02-01）

世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」）による報告、南アジア各国での障害者法の成立が、バングラデシュにおける法律制定の契機となった。

¹⁸ http://www.jlidd.jp/gtid/acmr_18/pdf/2.pdf（参照 2021-02-01）

法律名	精神保健法 (Mental Health Act) ¹⁹
施行年	2018 年
概要	CRPD 批准を受け、1912 年成立の精神喪失法 (Lunacy Act) を改め制定された、人権を基本にした新たな法律。

法律名	リハビリテーション評議会法 (Rehabilitation Council Act) ²⁰
施行年	2018 年
概要	CRPD 批准を受けて制定された、リハビリテーションサービスの改善を目指すことを規定した法律。

教育関連法

法律名	国家教育法 (第三法案) (National Education Act) ²¹
施行年	2016 年
概要	インクルーシブ教育の視点が入れ込まれた法案。第一法案が 2012 年に準備されたが制定に至らず、2016 年の第三法案 (ベンガル語版) が公開されているにとどまっている。

法律名	初等教育義務法 (Compulsory Primary Education Act) ²²
施行年	1990 年
概要	初等教育レベルにおける無償の義務教育を規定した法律。特別な教育的ニーズのある子どもの教育については、分離教育を行うと読み取れる記述がみられる。

労働関連法

法律名	労働法 (Labour Act) ²³
施行年	2006 年
概要	雇用に関わる障害者の権利の保障について明記している。

人権、社会保障、社会福祉関連法

¹⁹ <https://www.mindbank.info/item/6788> (参照 2021-02-01)

²⁰ <https://www.mindbank.info/item/6789> (参照 2021-02-01)

²¹ <https://almamunmunna.files.wordpress.com/2016/04/sikkha-ayin-2016.pdf> (参照 2021-02-01) ベンガル語版

²² <https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED603287.pdf> (参照 2021-02-02)

²³ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/76402/110637/F-1265526237/BGD76402%20Eng.pdf> (参照 2021-02-01)

法律名	児童法 (Children Act) ²⁴
施行年	2013 年
概要	子どもの権利と差別の禁止を明記しており、障害児に関する特別な記述がある。

法律名	ボランティア社会福祉機関法 (Voluntary Social Welfare Agencies (Registration & control) Ordinance) ²⁵
施行年	1961 年
概要	社会福祉等分野において活動する NGO やボランティアの登録と管理。同法は、当時、小規模ながらも活発な NGO を支援するために制定された法律である。なお、バングラデシュが東パキスタンであった時代の法律であり、パキスタン (当時の西パキスタン) においては同法が現在も有効である。

バリアフリー関連法

法律名	国家建設基準法 (National Building Code) ²⁶
施行年	2017 年
概要	ユニバーサルデザインの概念が盛り込まれている。

防災関連法

政策名	災害にかかる内務規定 (Standing Orders on Disaster) ²⁷²⁸
施行年	2010 年、2019 年
概要	食料災害管理省によって策定された規定であり、防災訓練への障害者の参加促進、災害警報発生時における障害者のための警報伝達と避難にかかる配慮、災害中における障害者の安全な避難場所の確保、通常時の障害者避難のための専用シェルター設置、復興時の社会経済的リハビリテーションの実施等、具体的な活動が盛り込まれている。なお、2019 年版は仙台防災枠組みの内容に沿ったかたちになっている。

【障害者政策】

²⁴ <https://www.unicef.org/bangladesh/sites/unicef.org.bangladesh/files/2018-07/Children%20Act%202013%20English.pdf> (参照 2021-02-01)

²⁵ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/81785/88956/F1282834913/PAK81785.pdf> (参照 2021-01-29)

²⁶ <https://policy.asiapacificenergy.org/node/3520> (参照 2021-02-01)

²⁷ https://www.preventionweb.net/files/18240_sodapprovedbyndmb.pdf (参照 2021-02-01)

²⁸

https://modmr.gov.bd/sites/default/files/files/modmr.portal.gov.bd/policies/7a9f5844_76c0_46f6_9d8a_5e176d2510b9/SOD%202019%20_English_FINAL.pdf (参照 2021-02-01)

バングラデシュ政府によって初めて策定された障害者のための国家政策は、1995年に策定された国家障害者政策である。その6年後の2001年に障害者福祉法が制定され、さらに5年後の2006年に国家障害者行動計画されている。これらのCRPD批准以前に策定された政策及び行動計画は、障害を理由とした差別を禁止することを目的の一つとしていた。

国家開発計画としては、第6次5カ年計画（2011-2015）は障害インクルーシブな計画となっており、第7次5カ年計画（2016-2020）についてはSDGsの達成と併せて障害者課題の主流化、保健サービスへのアクセス改善、インクルーシブ教育の促進、情報へのアクセス、社会的包摂等、多くの項目において障害者に関する記述がみられる。CRPD批准を受けて新たな枠組みとして、これらの政策・行動計画が障害者権利保護法の制定に繋がっていき、第7次国家開発計画（2016-2020）における障害インクルーシブな包括的アプローチの採用、障害者のニーズに対応した障害者国家政策（2012-2020）の策定に至った前述の政策を含めたバングラデシュ政府による障害関連政策は以下のとおりである。

政策名	神経発達障害にかかる国家戦略計画（National Strategic Plan for Neurodevelopmental Disorder） ²⁹
施行年	2016年～2021年
概要	神経発達障害 ³⁰ のある人々を支援するための総合的な計画。米国のInstitute of Community Inclusion（ICI）と国内NGOであるShuchona財団により計画案が提案された。

政策名	国家障害者行動計画（National Disability Action Plan） ³¹
施行年	2012年～2020年
概要	第7次5カ年計画（2016-2020）と同様に、障害インクルージョンを推進し、CRPDに沿った内容の計画。

政策名	国家障害者行動計画（National Action Plan on Disability） ³²
施行年	2006年～2011年
概要	障害者国家政策（1995年）及び障害者福祉法（2001年）の実施移行のために策定された5カ年計画。関連省庁に対して障害者の包摂、保護、差別禁止にかかるさまざまなイニシアチブ実施を義務付けている。

²⁹ <https://www.mindbank.info/item/6895>（参照 2021-02-01）

³⁰ 米精神医学会が発行し、精神疾患診断の国際基準の一つである「精神疾患の診断・統計マニュアル」（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders：DSM）は、2013年の改訂において発達障害を「神経発達障害（Neurodevelopmental Disorders）」と改称している。

³¹ 政府報告に基づき記載。同計画原本についてはウェブ上で見つからない。（参照 2021-02-01）

³² <https://www.mindbank.info/item/3833>（参照 2021-02-01）ベンガル語版

保健、医療政策

政策名	保健、栄養、人口戦略的投資計画 (Health, Nutrition and Population Strategic Investment Plan) ³³
施行年	2016 年－2021 年
概要	民間セクター及びコミュニティと連携しながら、貧困層・障害者・高齢者等のための基本的なサービス保障を 10 の主要な戦略の一つに掲げている。

政策名	国家保健政策 (National Health Policy) ³⁴³⁵
施行年	2008 年、2011 年
概要	保健関連の国家政策においては、2008 年政策以前に障害に関連する事項は含まれていなかった。本政策において視覚障害の予防について明記されている。なお、事業としては、自閉症に焦点を置いた研究・研修等事業が承認されている。

政策名	地域に根ざした精神保健活動の戦略及び作業計画 (Strategy and Work Plan for Community Based Activities in Mental Health) ³⁶
施行年	2006 年－2015 年
概要	精神保健にかかる総合的な施策。特に、地域に根ざした活動の重要性とその計画について明記している。

政策名	国家ハンセン病撲滅プログラム (National Leprosy Elimination Program : NLEP) ³⁷
施行年	1990 年代
概要	障害関連では、ハンセン病の予防、悪化予防等を掲げている。

教育政策

³³ <https://www.mindbank.info/item/6894> (参照 2021-02-01)

³⁴ http://www.mohfw.gov.bd/index.php?option=com_content&view=article&id=74&Itemid=92 (参照 2021-02-01)

³⁵ <https://extranet.who.int/nutrition/gina/sites/default/filesstore/BGD%202008%20National%20Health%20Policy.pdf> (参照 2021-02-01)

³⁶ <https://www.mindbank.info/item/3763> (参照 2021-02-01)

³⁷ https://leprosyreview.org/admin/public/article_shell/uploads/article_files/Lepra/LEPROSY/76/3/lr209219/lr209219.pdf (参照 2021-02-01)

政策名	特別支援教育政策 (Integrated/Combined Special Education Policy) ³⁸
施行年	2019 年
概要	CRPD の実施に向けた障害児者のための教育制度の整備を目的としている。特別支援学校 62 校における障害児への教育サービス提供、同学校に対する 2.3 億タカ ³⁹ (約 2.88 億円) の予算措置がなされている。

政策名	国家教育政策 (National Education Policy) ⁴⁰
施行年	2010 年
概要	障害児のための平等な教育の権利を保障することを目的としている。特別支援教育の必要性に加えて、戦略の 1 つとして、職業・技術教育における障害児の参加にかかる特別な配慮についても触れている。大学等の高等教育については身体障害のある学生のみ差別の禁止について記述されている。

人権、社会保障、社会福祉関連政策

政策名	国家社会保障戦略 (National Social Security Strategy) ⁴¹
施行年	2016 年－2021 年
概要	実施省庁間のプログラム調整とライフサイクルに沿ったプログラムの統合を図る。子ども、生産年齢の人々 (若者や脆弱な女性、高齢者、障害者に焦点を当てたものを含む) 向けの事業が含まれる。

政策名	国家社会保障戦略 (National Social Security Strategy) ⁴²
施行年	2015 年策定、2016 年－2020 年
概要	全国民の社会保障と貧困削減を目標に掲げ、2020 年までに社会保障制度改革を成し遂げることを狙っている。9 つの優先課題の中で、事業の拡大対象として極度の低所得グループの中に障害者を挙げている。また、実施省庁間のプログラム調整とライフサイクルに沿ったプログラムの統合を図る。子ども、生産年齢の人々 (若者や脆弱な女性、高齢者、障害者に焦点を当てたものを含む) 向けの事業が含まれる。

³⁸ <https://www.dhakatribune.com/bangladesh/government-affairs/2019/04/02/pm-all-people-with-disabilities-to-get-allowances-from-next-budget> (参照 2021-02-01) 及び Replies to the List of Issued に基づく。なお、同政策原本はウェブ上では見つけられない。

³⁹ 1 タカ=1.251 円 (JICA 統制レート、2020 年 12 月)

⁴⁰ http://planipolis.iiep.unesco.org/sites/planipolis/files/ressources/bangladesh_national_education_policy_2010.pdf (参照 2021-02-01)

⁴¹ <http://socialprotection.gov.bd/wp-content/uploads/2018/09/National-Social-Security-Strategy-English.pdf> (参照 2021-02-01)

⁴² <https://socialprotection.org/discover/publications/national-social-security-strategy-nsss-bangladesh> (参照 2021-02-01)

政策名	国家児童政策（National Children Policy） ⁴³
施行年	2011 年
概要	CPRD に沿った形で子どもの権利を保護し、各種イニシアチブの対象を障害児及び特別なニーズのある子どもに広げることを目的の一つとしている。

政策名	国家女性開発政策（National Women Development Policy） ⁴⁴
施行年	2008 年、2011 年改訂
概要	2008 年政策において、初めて女性障害者にかかる記述が追加され、その後、CRPD に沿い、2011 年改訂政策において女性障害者の権利にかかる項目が加わっている。その他の政策としては、女性と子どもの抑圧防止法によって、女性障害者が対象となっている。

政策名	国家食料政策（National Food Policy） ⁴⁵ 国家食料政策・行動計画（National Food Policy Plan of Action） ⁴⁶
施行年	2006 年、2008 年－2015 年
概要	障害者を包摂した政策及び行動計画となっている。行動計画においては、障害者の生計向上、農村地域における障害者参加の促進について言及されている。

バリアフリー関連政策

政策名	国家技術開発政策（National Skills Development Policy） ⁴⁷
施行年	2011 年
概要	4 つの目的の一つとして、女性及び障害者を含むさまざまなグループの人々のスキルの向上にかかるアクセス改善を挙げている。また、障害者のための合理的配慮についての記述がある。

⁴³ <https://www.mindbank.info/item/3768>（参照 2021-02-01）

⁴⁴ <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/bgd149160.pdf>（参照 2021-02-01）

⁴⁵ <http://fpmu.gov.bd/agridrupal/national-food-policy>（参照 2021-02-01）

⁴⁶ <http://fpmu.gov.bd/agridrupal/national-food-policy-plan-action>（参照 2021-02-01）

⁴⁷ https://www.skillsforemployment.org/KSP/en/Details/?dn=FM11G_021629（参照 2021-02-01）

防災関連政策

政策名	国家災害管理計画 (National Disaster Response Plan) ⁴⁸
施行年	2016 年－2020 年
概要	国家災害管理計画 (2008 年～2015 年) においては計画全体における障害者への配慮に留まる記述であったが、本計画では、8 つの目的の 1 つとして、すべての計画及びプログラムにおける障害者を含む社会的弱者の包摂の保障が明記されている。また、同計画において、インクルーシブな開発というアプローチが採用されている。

政策名	国家災害管理政策 (National Disaster Management Policy) ⁴⁹
施行年	2015 年
概要	「災害と障害者」という項目を立てた上で、災害管理の段階における障害者の性別及び障害の種類を含む全ての情報を把握すること、全地域における障害のある代表者を任命すること、災害時に設置されるインフラストラクチャを障害者及び高齢者が使いやすいように設計すること、が明記されている。

政策名	災害管理国家計画 (National Disaster Response Plan) ⁵⁰
施行年	2008 年－2015 年
概要	計画全体において社会的弱者への配慮がなされており、その対象として障害者が含まれている。また、女性、子ども、高齢者、障害者のための特別な計画にかかる項目が設定されている。避難時及び避難場所における支援享受の困難等を配慮し、個別の計画が策定されようとしている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

バングラデシュは 2007 年に CRPD、2008 年に選択議定書に批准し、政府報告の初回提出は 2017 年 4 月である。総括所見は出されていない。

CRPD の監視については、第三者機関として、市民社会の代表からなる障害者権利監視グループ (Disability Rights Watch Group: DRWG) が存在しており、障害者の人権侵害を監視している。その他、障害に関する国会議員集会が障害者の権利の保護のために活動している。

パラレルレポートとして市民団体より指摘された課題及び推奨事項のうち、保健・医療、教育、ジェンダー、雇用、社会サービス、バリアフリー、防災、国際協力については 2-4 で

⁴⁸ [https://modmr.portal.gov.bd/sites/default/files/files/modmr.portal.gov.bd/policies/0a654dce_9456_46ad_b5c4_15ddf8c4c0d/NPDM\(2016-2020\)%20-Final.pdf](https://modmr.portal.gov.bd/sites/default/files/files/modmr.portal.gov.bd/policies/0a654dce_9456_46ad_b5c4_15ddf8c4c0d/NPDM(2016-2020)%20-Final.pdf) (参照 2021-02-01)

⁴⁹ バングラデシュ政府によって提出された Replies to the List of Issues in relation to its initial report に基づく。

⁵⁰ https://www.preventionweb.net/files/9472_NationalPlanforDisastermanagement.pdf (参照 2021-02-01)

述べる。その他の分野にかかる課題を以下に挙げる。

【平等と無差別】

- ・ 障害を理由とする差別を生み出し、また条約によって保障されている障害者の権利を侵害している法的規定がまだ存在している。(CRPD Platform-Bangladesh⁵¹)
- ・ バングラデシュの独立宣言に沿って、平等な権利、差別、尊厳、社会正義を早急に確保するために、差別禁止法を制定するべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 公的な事業はいまだに慈善的なアプローチのみであり、人権アプローチとすべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 神経発達障害、精神障害のある人の投票権を保障するべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 2019-2020 予算年度において障害者手当が政府によって増額された一方で、ディストリクト委員会には予算が割り当てられていない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 国内の法律及び政策の CRPD との整合性が欠けている。例えば、国家女性開発政策、国家保健政策、性及びリプロダクティブヘルスと権利にかかる政策は CRPD に沿った政策ではない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 国家障害者活動計画が採択されているが、その機能・監視・評価の枠組みの修正にかかる情報が存在していない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害者権利保護法の規定にあるにも関わらず、ディストリクト委員会は合理的配慮の不提供にかかる適切な対策をしていない。同委員会は予算不足と執行力の弱さから、機能しているとは言えない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害者差別の事例にかかるデータについて管理するシステムが存在していない。NGO の調査によれば、障害者権利保護法の制定から 7 年間の間の記録は 5 事例しかない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 神経発達障害者保護信託法において、モニタリング及び報告のシステムが含まれていない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 差別禁止法案 (Anti-Discrimination Draft Bill, 2015) はいまだに内閣承認、国会通過されていない。同法案には、バングラデシュにおいて最も差別の対象となっているハンセン病患者にかかる記述がみられない。2030 年までのハンセン病ゼロ・イニシアチブの下、差別をなくすべきである。(TLMI-B, PNSP and ALO⁵²) (CRPD Platform-Bangladesh)

⁵¹ CRPD Platform Bangladesh は、以下の組織から構成されている。Access Bangladesh Foundation, Action on Disability and Development (ADD International), Bangladesh Legal Aid and Services Trust (BLAST), Bangladesh Protibondhi Foundation (BPF), Bangladesh Protibandhi Kallyan Somity (BPKS), BRAC, Bangladesh Society for the Change and Advocacy Nexus (B-SCAN), CBM-Bangladesh Country Office, Centre for Disability in Development (CDD), Centre for the Rehabilitation of the Paralyzed (CRP), Centre for Services and Information on Disability (CSID), Disabled Child Foundation (DCF), Disabled Rehabilitation and Research Association (DRRA), Impact Foundation Bangladesh, Kalyani Inclusive School, Leonard Cheshire, Manusher Jonno Foundation (MJF), National Council of Disabled Women (NCDW), National Grassroots Disability Organization (NGDO), Sightsavers Bangladesh, Society of the Deaf and Sign Language Users (SDSL), Society for Education & Inclusion of the Disabled (SEID), Society for the Welfare of the Intellectually Disabled Bangladesh (SWID Bangladesh), Turning Point Foundation, Visually Impaired People's Society (VIPS), Women with Disabilities Development Foundation (WDDF), Youth Power in Social Action (YPSA).

⁵² The Leprosy Mission International – Bangladesh (TLMI-B), Protibondhi Nagorik Shangathaner Parishad (PNSP) and

- 政府は 2011 年に、CRPD に準じていないハンセン病法（1898）を廃止しているが、いまだハンセン病患者に対する差別事例が多い。また、正式な記録または苦情システムは確立されていない。（TLMI-B, PNSP and ALO）
- 障害者権利保護法の英訳を行うべきである。（PRDH, IHEI⁵³）
- 障害者権利保護法は CRPD における法的な障害の定義に従うべきである。（PRDH, IHEI）
- 障害者差別の禁止について憲法で明記されるべきである。（PRDH, IHEI）
- 障害者権利保護法（2013）第 36 条を改定し、ディストリクト委員会に対する障害者差別にかかる苦情をレビューする、独立・中立した組織の設立を明記するべきである。（PRDH, IHEI）
- ハンセン病の人々は、障害者権利保護法によって障害者として認識されていない。（CRPD Platform-Bangladesh）

【意識啓発】

- 政府による啓発活動について障害当事者の巻き込みが十分ではなく、実施過程が明らかではない。（CRPD Platform-Bangladesh）
- 特に精神障害者について、都市及び農村の両地域において偏見が存在している。（CRPD Platform-Bangladesh）
- 政府は障害に対する偏見をなくすための啓発資料を作成していない。（CRPD Platform-Bangladesh）
- 法的支援にかかり、地方自治体レベルにはさまざまな委員会が設置されているが、これらは機能していない。（CRPD Platform-Bangladesh）
- 政府による自閉症啓発の日、国際障害者の日、世界白杖の日等における参加者のほとんどは非障害者であり、障害当事者が招待されていない。（CRPD Platform-Bangladesh）

【生命に対する権利】

- 家族に殺害された障害児者にかかる情報を管理する適切な監視メカニズムを作るべきである。（CRPD Platform-Bangladesh）

【法の前に等しく認められる権利】

- 知的障害者は自らの財産を譲渡する資格がないとされている契約法（1872）を改定すべきである。（CRPD Platform-Bangladesh）
- CRPD に違反する契約法（1872）及び財産譲渡法（1882）の規定を廃止するための措置が講じられていない。（CRPD Platform-Bangladesh）
- 神経発達障害保護信託法（2013）は、神経発達障害のある子どもの同意なしに保護者を任命することを認めており、これは、CRPD の第 12 条の重大な違反となっている。（CRPD Platform-Bangladesh）
- 法の下での平等に関して、代替意思決定から支援を受けた本人による意思決定にするた

めのイニシアチブが存在していない。(CRPD Platform-Bangladesh)

- ・ 障害児に罰を与えること及び障害児の放棄を禁止する。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害者権利保護法の第 31 条を実施し、すべての障害者に対して ID カードを配布するべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 障害者権利保護法の第 1 条を改定すべきである。これにより、知的障害者を含むすべての障害者の相続権に関して他の法体系に優先し、差別的な個人的地位法の実施を通じて相続権が拒否されることから保護する。(PRDH, IHEI)

【司法の利用の機会】

- ・ 既存の法的規定により、精神障害、知的障害、聴覚障害のある者または盲ろう者が訴えを起こす場合、有罪判決率は非常に低い。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 裁判所建物は、障害者、特に車いす利用者にとって物理的にアクセスしづらい。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 聴覚障害者もしくは言語障害者による陳述は、手話通訳サービスが存在しないことにより、しばしば拒否されている。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 法的な情報はアクセシブルなフォーマットで共有されていない。また、心理社会的障害及び知的障害、聴覚障害、視覚障害のある人々、及び盲ろう者は彼/彼女らの権利と対策について無知のままである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ CRPD と障害者権利保護法の規定は、バングラデシュの司法行政訓練センター、公的行政訓練センター及び警察大学のカリキュラムに反映されていない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害者権利保護法の第 5、6 及び 12 条を実施し、司法制度におけるすべての側面におけるアクセシビリティを確保するべきである。その際、NGO、市民社会組織、(Disabled People's Organization。以下、「DPO」)、国営メディア、携帯電話サービスプロバイダーを通して、公的情報の提供をすべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害者権利保護法 (2013) の司法に関連する事項について、障害者の参加を促進するべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 聴覚及び言語障害者の困難への対策として、証拠法 (1872) が徹底されるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 「心神喪失 (Lunatic)」という言葉が「精神障害者」に置き換えることができるように、証拠法の第 118 条を修正すべきである。法律改正には、知的障害のある人々がより威圧的でない環境で証拠を提出するのを助けるためのカウンセラーの任命が含まれることとすべきである。(CRPD Platform-Bangladesh) (PRDH, IHEI)
- ・ 召喚状、欠席裁判、延期及び上訴に関連する規定の厳格な遵守を通じて障害者による事件を迅速に追跡し、障害者が関与する事件に優先順位を付けるよう事件調整委員会に要求する。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害者の特異性が、法的手続きにおいて治安判事によって完全に考慮されていること

を確認するべきである。(PRDH, IHEI)

- ・ 警察、刑務所職員、その他の公務員の訓練カリキュラム、及び弁護士会の「職業上の行動とエチケットの規範」に障害の問題を組み込むべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 裁判官と治安判事のためのベンチブックに規則とガイドラインを組み込み、法廷で障害のある人々との適切な行動を促進するべきである。(PRDH, IHEI)

【身体的自由及び安全】

- ・ 障害者の自由及び安全を禁じる法政策の見直しがなされていない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 精神保健法において精神障害者の強制入院の記述が残っている。(CRPD Platform-Bangladesh)

【拷問又は残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰からの自由】

- ・ 障害者を対象とした暴力及び殺害に関する事件の年齢別及び性別に分類されたデータが存在していない。また彼/彼女らと家族を保護するような対策も存在していない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 拷問または残虐な、非人道的または品位を傷つける扱いまたは刑罰の加害者を制裁するための言及可能な措置は採用されておらず、監視メカニズムを実施するための言及可能なシステムは採用されていない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 女性と子どもの抑圧防止法(2000)及び障害者権利保護法は、障害のある女性の権利を保護するための特別な規定を有していない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 2019年に、3人の障害者が殺人の犠牲になっている。犠牲者は、子どもの誘拐犯人身売買業者として不当に疑われたため、暴徒の殴打によって殺されている。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害のある女性に対する暴力、搾取及び拷問があった場合には、証人の召喚、欠席裁判、延期及び上訴に関連する法的規定の遵守を確保する。(PRDH, IHEI)
- ・ 2010年の家庭内暴力法(Domestic Violence Act)に従って、障害のある被害者の適切な治療を保障し、司法制度における障害のある女性と少女のより良い治療を可能にし、救済策を提供すべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 拷問の国際的な法的定義に関して、2013年の拷問及び拘禁死(防止)法(Torture and Custodial Death (Prevention) Act)が、CRPDに完全に準拠していることを確認すべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 自由を奪われた障害者の状況に関する情報を提供すべきである。(PRDH, IHEI)

【搾取、暴力及び虐待からの自由】

- ・ あらゆる状況での障害者に対する暴力、虐待はまだ犯罪化されていない。障害者の権利保護法は、障害者の権利として「搾取からの自由」を宣言し、地区の権利と保護委員会で利用可能な救済策を規定しているが、委員会が機能しておらず、この救済策は実施されていない。

- ・ 法執行機関及び司法機関である、警察署、裁判所、カウンセリングセンター、及び法的支援事務所は、女性障害者のためのインフラ及び情報にアクセス可能な施設を備えているべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 証人保護法、及び女性と子どもの抑圧防止法(2000)を改正し、特別な要件を考慮した障害者、特に女性障害者に関する事項を、これらの法律に含める必要がある。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害者が、ディストリクト法的支援委員会(District Legal Aid Committee。以下、「DLAC」)の委員となるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 予期せぬ脅威やリスクから保護するために、障害のある犠牲者とその家族のための犠牲者保護措置を採用すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害のある男女のために訴訟を行うためのすべての費用は、DLACによって承認されるべきであり、すべての障害のある男女が適切なカウンセリングサービスが利用できるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ メディアによると、障害者の拷問及び拘留中の死亡の事件が多いが、これらに関する情報及びデータは存在しない。この問題を監視し、関連情報を記録するデータベースを開発すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)

【個人をそのままの状態を保護すること】

- ・ バングラデシュでは強制中絶は違法であり、罰せられる犯罪であるが、法律は適切に執行されていない。病院は、それらに対する法的措置を回避するために強制中絶の事件を記録していない。政府には、強制中絶を受けた障害のある女性と少女に関する、年齢と障害の種類ごとに分類されたデータを追跡するメカニズムが存在していない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 政府には、障害者、特に障害のある女性と少女、精神社会的または知的障害のある人について、性別、年齢、障害の種類ごとに分類されたデータ、及び強制的な医学的介入及び、または精神医学的介入及び非自発的精神医学的入院に関するデータを追跡するための全国的なメカニズムが存在していない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 精神障害のある性的暴力被害者に対して、司法へのアクセス権を保障すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)

【表現及び意見の自由及び情報の利用の機会】

- ・ 障害の課題について、情報権利法(2009)に含まれていると政府報告において述べられているが、情報申請の提供を含む法の規定を実施するための措置は、アクセシブルな形式ではない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 手話は、バングラデシュの公用語としていまだ認識されていない。ただし、バングラ手話は国の手話として認識されており、政府は2月7日を国のバングラ手話の日として宣言している。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ ほぼすべてのテレビ局は、障害者が物理的にアクセスできず、音声ガイドのオプション

が存在しない。手話で 24 時間ごとに 2 回ニュースを放送しているテレビチャンネルは 2 つだけである。障害者、特に視覚障害者は、ほとんどすべてのインターネット・ウェブサイトにアクセスできない状況にある。(CRPD Platform-Bangladesh)

- 学校や教育機関のシラバスには、点字と手話が含まれていないため、専門家は点字と手話について知識がない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 農村部、到達困難な都市部における、DPO の障害者とその家族が、協議と意思決定プロセスへの平等かつ効果的に参加できるようにすべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 遠隔地にあるコミュニティ・ベースの情報センターが、障害者のためのインフラストラクチャと情報へのアクセスを確保し、障害問題と障害者への対応について関連スタッフを訓練すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 手話の認識と、言語障害及び聴覚障害のある人を含めるためのすべてのレベルでの義務としての適切な利用を義務付ける。(CRPD Platform-Bangladesh)

【家庭及び家族の尊重】

- 家族計画総局のイニシアチブにおいて、障害及び性とリプロダクティブヘルスに関する健康の権利についての情報へのアクセスが確保されていない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 結婚、家族、親子関係、人間関係に関連するすべての問題において、他者と平等に、障害者に対する差別をなくすための効果的かつ適切な措置を採用すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 障害児とその家族に早期かつ包括的な情報、サービス、サポートを提供するための療育センターを強化すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 安全な監護施設、浮浪者や物乞いのためのリハビリテーションセンター、孤児のためのセンター、完全なアクセシビリティ、適切で熟練したスタッフ、適切なサービスを備えた青年育成センター等、監護環境における包括性を確保すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 障害者権利保護法及び CRPD に準拠して、障害児の里親養育または里親養育に関するプログラムを導入すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)

障害者権利保護法及び CRPD に準拠して、働く母親がいる障害児にデイケア施設を提供すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)

- 保健家族福祉省の政策とプログラムに、子ども、青年、女性、障害者を含めるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- CRPD に照らして、結婚、家庭生活、親子関係に関連する障害を理由とする差別を撤廃するための法改正を導入すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)

【政治的及び公的活動への参加】

- 障害者が選挙資料及び投票所にアクセスできるようにし、秘密投票できるようにする

ための措置は講じられていない。電子投票機は国及び地方自治体の選挙で使用されているが、テキスト読み上げ機能がないため、視覚障害者にとってアクセシブルではない。

(CRPD Platform-Bangladesh)

- ・ 代理人法第 44 条 E. 1 [9]、及び議会選挙行動規範を改定して、障害者が投票時に障害を理由とする差別を受けないようにすべきである。選挙委員会は、障害のある有権者の匿名性、プライバシー及び自律性を維持していることとする。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 議会及び地方自治体の障害者のための議席を確保して、彼/彼女らの政治的権利についての意識を高め、障害者が立候補者として政治に参画することを奨励し、政党が彼/彼女らを指名することを奨励するべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 議会や地方自治体の障害者のための議席等の特別措置を実施して、彼/彼女らの政治的権利についての意識を高めるべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 知的障害者を登録して有権者リストに含まれるように、憲法第 122 条 (2) (c) を修正すべきである。(PRDH, IHEI) (CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害者権利法 (2013) の第 16 条とスケジュール 16 を完全に実施することにより、障害者が政治的及び公的生活に参加する権利を確保する。これにより、障害者は組織を形成し、代表的な立場で行動することにより、政治的生活圏に参加できるようにするべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 国、ディビジョン、ディストリクト、Upazilla のレベルで障害者を訓練し、リーダーシップ能力を開発すべきである。(PRDH, IHEI)

【文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加】

- ・ 美術館、文化センター、観光スポットについては障害者がアクセスできない状態である。歴史的な場所では、視覚障害のある訪問者に情報を提供するためのアクセシブルな形式は存在していない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ マラケシュ条約の批准は、障害者国家行動計画に含まれているものの、政府は条約を批准する計画を促進するために、行動を起こしていない。(CRPD Platform-Bangladesh)

【統計及びデータ収集】

- ・ 政府は、障害者認定プログラムを通じて障害者に関するデータを収集しているが、データは実際の数を反映していない。法律では、登録された医師が障害を評価及び認定することを義務付けているが、実際には、これらの医師ではなく障害担当官が認定を行っているため、障害種別が誤って認定されている。したがって、政府によって収集されたデータは、信頼できるものとは言えない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害者に関する定性的及び定量的な分解データは、人口に関する調査 (2011) において収集されなかった。バングラデシュには、障害のある難民・国内避難民に関するデータを収集するプロセスが存在してない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 2013 年から開始された障害発見調査の能力を強化するために、エラーを排除し、適切

なデータ収集ツールを備え、障害者権利保護法に準拠した認定プロセスに準拠できる熟練したスタッフを調査に参加させるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)

- ・ 法による適切な手続きにより障害者の認定を行い、障害認定に係る関係者の能力開発をすべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 統計データ収集にかかり、質問票を適合させ、調査実施者を訓練して、障害者のより客観的で適切な情報を取得する。都市部または農村部のマイノリティ、移民、難民を含むべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 障害者の参加の障壁について、障害の程度を考慮して調査を実施すべきである。(PRDH, IHEI)

【国内における実施及びモニタリング】

- ・ CRPD の実施を監視するための人権の促進と、人権保護に関するパリ原則に沿って、予算配分を伴う独立した監視メカニズムを確立するための目に見えるイニシアチブは存在しない。したがって、監視メカニズム内に障害者と DPO が参加できる状況ではない。国家人権委員会は、パリ原則に従って設立されたが、同委員会は、CRPD 規定の実施を監視するための独立した監視メカニズムを有していない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 条約の実施を監視するために、社会福祉省の下に省庁間全国委員会が設立されているが、同委員会への障害者と DPO の参加は限定されたものとなっている。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ CRPD の実施と監視のために、適切な予算が割り当てられるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 全国監視委員会を活性化し、女性障害者を含む障害者の積極的な参加を促し、定期的に会議を開催すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 国レベルの CRPD 実施及びモニタリングに関する会議において、ハンセン病による障害のある人を参加させるべきである。(TLMI-B, PNSP and ALO)

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス⁵⁴

CRPD に関連する障害関連施策としては、精神保健政策 (2006) 及び保健国家政策 (2011) の二つの政策が挙げられる。保健関連の国家政策においては、2011 年政策以前に障害に関連する事項は含まれていなかった。他の障害の予防について記述を入れ込んだ新政策を策定中である。なお、事業としては、自閉症に焦点を当てた研究・研修等事業が承認されている。

障害の予防について特記すべき事項としては、ハンセン病があげられる。2016 年に WHO により開始されたグローバルハンセン病戦略を受けて、同じ年にバングラデシュにおいて

⁵⁴ 政府報告に基づく。

国家戦略が策定されている。また、同戦略の実施促進のために、ハンセン病ゼロ・イニシアチブが2019年に開始された⁵⁵。現行の保健・栄養・人口戦略的投資計画（2016-2021）はすべての人々のための公平で質の高いヘルスケアの提供を目的としているが、障害者インクルージョンを特徴としてはいない。

障害者リハビリテーションに特化した機関として、首都ダッカに整形外科専門病院、全国の医科大学病院に設置された整形外科ユニット、ハンセン病専門の3病院、肢体不自由者のための職業リハビリテーションセンター2機関、ディストリクト病院とUpazilla保健センター、全国に103存在する障害者センター（Disability Center）が政府によって運営されている。また、いくらかの整形外科・義肢装具関連の機関、及び視覚障害者、知的障害者のための各訓練センターが、プライベートセクター及びボランティア組織によって運営されている。なお、ハンセン病関連では、ハンセン病当事者による自助グループが2500以上存在している⁵⁶。

医療リハビリテーションにかかる人材としては、政府がその必要性を認識し育成を開始しようとしている。他方、NGOのセンターではリハビリテーション助手が育成されており、すでに1000人に及ぶ訓練を受けた人材が国内に存在する。同センターは、政府との提携手続きが進んでいる。

自助具及び支援機器については、Jatiyo Protibondhi Unnayan 財団による支給事業が開始されている。2019年11月までに45,534個の自助具及び支援機器（車いす、トライサイクル、スタンディング・フレーム、ウォーキング・フレーム、白杖、各種杖等）が提供されている。

障害者の保健・医療について、市民団体より指摘された課題及び推奨事項を以下に挙げる。

- ・ アクセシビリティの不足により、医療、司法及びその他のサービスを障害者が受けられていない。例えば、聴覚障害者が、手話通訳サービスが欠如しているために病院で保健サービスを受けられない。また、身体障害者は病院が物理的にアクセシブルでないためにサービスにアクセスできない。（CRPD Platform-Bangladesh）
- ・ 障害者の身体的、精神的、生殖に関する健康を確保するための特別な措置が講じられていない。国家保健政策（2011）第3条では、政府は貧困層、社会から取り残された高齢者、身体及び精神障害のある人々の健康問題の解決に焦点を当てると述べているが、ほとんどの医療サービスセンターにはアクセスできない状況にある。また、障害者権利保護法（2013）は、すべての医療提供者が障害について訓練されると述べているが、実際には、ヘルスケアサービス提供関係者は、障害に関する訓練を受けていない状況にある。（CRPD Platform-Bangladesh）
- ・ 保健政策には、障害者、特に女性障害者のための医療サービス施設は組み込まれていな

⁵⁵ ハンセン病に関するパラレルレポート

⁵⁶ <https://www.who.int/docs/default-source/ntds/leprosy/global-consultation-on-global-leprosy-strategy-2021-2030/14-disability-care-bangladesh.pdf>（参照 2021-02-01）

い。(CRPD Platform-Bangladesh)

- 保健局による非感染性疾病管理プログラムに関する回覧(2018)によれば、子どもと女性を含む障害のある人々のアクセシビリティ及びその他の関連イニシアチブを確保するための措置は、医科大学、ディストリクト、サブディストリクトの保健施設では実施されていない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 妊娠手術台、病床、医療機器は障害のある患者向けに調整されておらず、医師、看護師、助産師、医療助手などの医療サービス提供者は障害インクルージョンについて訓練を受けていない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 保健家族福祉省は、障害者権利保護法(2013)の規定を厳格に遵守し、障害者のための質の高い医療サービスを維持するための監視システムを開発する必要がある。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 障害のある患者がすべての病院、産科及び診断センター、医療機関、地域の診療所にアクセスできるようにするために、国家建築基準法(2008)及び障害者権利保護法に準拠すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 障害のある低所得層の無料医療へのアクセスを監視すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- 障害児とその家族に包括的な情報と支援サービスを提供するための措置が講じられていない。これには、性とリプロダクティブヘルスに関するアクセシブルかつ年齢に適した情報に関する家族計画教育を障害者に提供するプログラムと方針が含まれる。
(CRPD Platform-Bangladesh)
- 医師、看護師、病院職員、救急医療助手及びその他の障害者の治療に関する職員に専門的な研修を提供すべきである。また、医学教育カリキュラムとプログラムのシラバスに障害問題を含めるべきである。手話の専門家をさらに訓練して、聴覚障害や言語障害のある患者とコミュニケーションを取るべきである。障害者を治療し、共感的な行動と前向きな態度を構築するための法的義務について、すべての関係者を訓練すべきである。
(CRPD Platform-Bangladesh)
- 障害のある妊婦にサービスを提供し、障害の発生を防ぐために特別な注意と予防措置を講じて特定の損傷(特に脊髄損傷)の患者を治療する医療専門家の能力を構築すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ハンセン病による障害の負担を軽減し、合併症管理のために病院での治療を必要とする人々のアクセスを改善するために、中等レベルの公立保健機関(医科大学、ディストリクト病院及びハンセン病専門病院)によるサービスを利用できるようにすべきである。また、支援機器のための予算を割り当て、障害者サービスセンターにおける、ハンセン病患者を対象とした理学療法サービスを提供すべきである。ハンセン病初期の発見のための医療関係者の配置も必要である。(TLMi-B, PNSP and ALO)
- ハンセン病に関する基本的なサービスはあるものの、複雑な管理サービスについては、

公立の医科大学、大規模病院及びハンセン病専門病院等において強化されるべきである。(TLMI-B, PNSP and ALO)

② 教育⁵⁷

バングラデシュは 1990 年に児童の権利に関する条約（以下、「CRC」）に批准している。CRPD に関連する障害関連施策としては、教育国家政策（2010）が挙げられる。憲法第 28 条（3）及び初等義務教育法（2000）において、障害の有無にかかわらず全国民の教育を受ける権利が明記されており、教育国家政策（2010）及び早期児童期ケア・発達総合政策（2013）も同様である。特に国家児童政策（2011）においては、障害児の権利について言及している。最新の政策面の動きとしては、2019 年に社会福祉省が障害にかかる特別支援教育政策を策定している。同政策の狙いは、CRPD 実施に向けた障害児者のための教育制度の整備である。

障害児のための初等レベルの特別支援学校として、政府は視覚障害児学校 5 校、聴覚障害児学校 5 校、肢体不自由児学校 2 校、肢体不自由児職業訓練センター 2 校を運営している。また、知的障害児のための学校が 62 校、自閉症児のための学校が 11 校運営されており、これは 2009 年に開始された特別教育規約によって規定された事業であり、Jatiyo Protibondhi Unnayan 財団によって学校運営がなされている。その他、自閉症児のための学校が 11 都市に設置されている。他方、NGO 運営もしくは私立の障害児学校、統合教育学校、インクルーシブ教育学校が数多く存在しており、数千人の障害児が就学している。2010 年以来、政府はこれらの学校の内、知的障害児及び自閉症児を対象とした約 60 校に対して資金支援をしている。中等教育及び高等教育については、政府は障害児のための学校を運営していない。

2015 年に向けてすべての子どもが就学できるよう、数多くのドナーの支援を受けてさまざまなプログラムが実施された。これらのプログラムの内、初等教育開発プログラム（PEDP）フェーズ 1 からフェーズ 3 において、障害児のインクルーシブ教育を促進しており、具体的には、初等教育学校における障害児就学率 2% の設定、障害のある教員 650 名（70% は女性教員）の雇用及び、45% の女兒を含む合計 15 万人の児童・生徒の就学を達成した。また、障害の有無にかかわらず子どもの就学率を上げるために就学支援金の支給が開始されたが、特に障害児に対してはとこれとは別に特別支援金が支給されることとなった。なお、一月当たり初等教育レベルでは 300 タカ（約 375 円）、大学レベルでは 1,000 タカ（約 1,250 円）が支給された。

インクルーシブ教育にかかる政府の取り組みとしては、通常学校教員を対象とした訓練が計画されており、同計画では 5 万人以上の教員が障害児の特別なニーズの対応にかかる現職訓練が実施される予定である。特に自閉症及び神経発達障害のある児童・生徒については、前述の特別支援学校 11 校のために、3,000 人の中等教育学校教員が訓練を受ける予定である。試験の筆記方法にかかる柔軟な対応や試験時間の延長等、合理的配慮がなされている。

⁵⁷ 政府報告に基づく。

また、社会サービス局によって実施されている視覚障害児のための統合教育プログラム (Integrated Education Programme for the Visually Impaired (Blind) Children) においては、障害のない児童生徒と共に学ぶ機会を提供している。同プログラムでは、視覚障害児は点字を使って学ぶこととなっている。点字本は身体障害者雇用・リハビリテーションセンター (Employment and Rehabilitation Centre for the Physically Handicapped) にある点字出版所において印刷されている。このプログラムの下、2019年時点で64ディストリクトにおいて中等教育の通常学校において64の特別支援教室が設置されている。

なお、CRCの権利委員会へ提出する政府報告(2012)⁵⁸によれば、通常学校に就学している障害のある児童・生徒の数は、初等教育学校(5歳～10歳)で83,023名、中等教育学校(11歳～16歳)で27,573名の合計110,596名であった。同時期に特別支援学校に就学していた障害のある児童・生徒の数は合計10,413名であり、通常学校への就学者数の10分の1以下であった。

学校の環境面については、すべての新規に建設される学校について身体障害のある児童・生徒が使いやすいスロープを含むバリアフリーな設計となっていることが、CRCの権利委員会へ提出する政府報告(2012)⁵⁹に明記されている。また、障害のある児童・生徒専用のトイレが各階に設置されることとなっている。

以上のような政府及びNGO等による取り組みにも関わらず、Zulfiqar B. (2018)⁶⁰によれば、調査対象となった障害児234名中、52%(122名)が就学しているものの、48%(112名)は未就学との調査報告がある。また同報告では障害児のドロップアウト率が高く、その理由として子どもの機能障害、両親の無関心、経済的な問題があったことを明らかにしている。

市民団体より指摘された教育分野における課題及び推奨事項を以下に挙げる。

- ・ 障害者権利保護法は、障害を理由とする教育機関への入学の拒否を禁止しているが、政府はそのような拒否の事例記録を保持していない。入学拒否に対する救済策はディストリクトレベルの委員会で利用できるが、委員会の認識の欠如と機能不全のため、これまで苦情が出されていない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 統合・特別支援学校のリソース教員を活用することはできず、ほとんどの教員は視覚障害のある児童・生徒の点字について知識がない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 学校、短大、大学の教職員に障害に関するオリエンテーションを提供すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 教員養成機関のカリキュラムに、障害の問題に関する包括的なコースを含めるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害児、特に重度障害のある女子の中等教育のための統合学校を設立するべきである。

⁵⁸ https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fBGD%2f5&Lang=en (参照 2021-02-01)

⁵⁹ *ibid*

⁶⁰ http://journals.euser.org/files/articles/ejed_v1_i1_18/Bushra.pdf (参照 2021-02-01)

(CRPD Platform-Bangladesh)

- ・ 子ども法を含む法律で保障されている障害児の権利が守られていない。障害者権利保護法はインクルーシブ教育を推奨しているが、政府は特別支援教育を促進している。

(CRPD Platform-Bangladesh)

- ・ 神経発達障害者保護信託法は、神経発達障害のある子どもに対して特別支援教育を進めている。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 障害児が、教育、スポーツ、遊具、校園、施設、健康、宿舎等における合理的配慮のような基本的な権利を剥奪されている。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 司法制度、裁判手続きが障害児にとってアクセシブルとすべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 法執行機関と裁判所関係者は、障害児の権利について理解を深めるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 統合特別支援教育政策が効果的に実施されるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)

③ ジェンダーと障害⁶¹

バングラデシュは 1984 年に国連女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」) に批准している。CRPD に関連する障害関連施策としては、女性開発国家政策 (2011) が挙げられる。2008 年に策定された女性開発国家政策において、初めて女性障害者にかかる記述が追加され、その後、2011 年に改定された同政策において女性障害者の権利にかかる項目が建てられている。この改定は CRPD 批准に沿ったものである。その他の政策としては、女性と子どもの抑圧防止法によって、女性障害者が対象となっている。

女性開発国家政策 (2011) が掲げる 22 の目的の中で、女性障害者の権利の保障にかかる総合的な支援の拡張が明記されている。その他、災害前・発災中・発災後における特別な配慮、女兒への差別的対応の禁止、教育を含むすべての分野における積極的参加の保障、インクルーシブ教育が受けられない場合の特別な教育措置の検討、施設による適切な治療・リハビリテーション・訓練の提供、障害の予防と育児にかかる支援、各種サービスへのアクセシビリティの確保等、多岐にわたる女性障害者にかかる項目が含まれている。

障害のある女性の現状については、CEDAW の権利委員会へ提出する政府報告 (2015) によれば、障害のある女性は、女性であるという理由により教育、保健、雇用へのアクセスを制限されている。また、バングラデシュにける女性⁶²は、貧富の差や宗教の違いに関わらず家父長制の枠組みの中に生きているため、伝統的に女性の地位の根源は家族にあり、女性の役割は社会制度としての家族を維持することである。これに関連して、障害のある女性につ

⁶¹ 政府報告に基づく。

⁶² <https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n367/n367009.html> (参照 2021-02-01)

いては非婚率が約 50%と報告されている⁶³。

障害のある女性について、市民団体は以下の指摘を行っている。

- ・ 国家女性開発政策が適切に実施されるべきである。また、社会福祉省、女性及び子ども省及び女性局は、障害者に特化したもしくは障害者インクルーシブなプログラムを実施すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 国勢調査が障害種別の情報を含むべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 女性障害者の権利に関して、障害者権利保護法を改定すべきである。また、国家女性開発政策について、女性障害者に関するレビューを行うべきである。同政策においては、国会における女性障害者の 2 議席を確保すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ コミュニティレベルにおいて女性障害者のリプロダクティブヘルスと性に関連する保健について地域住民の啓発を行うべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)

③ 訓練・雇用、就労支援⁶⁴

CRPD に関連する障害関連施策としては、労働法（2006）、技術開発国家政策（2011）及び技術開発における障害者インクルージョンにかかる国家戦略（2013）が挙げられる。技術開発全国協議会（National Skills Development Council。以下、「NSDC」）が策定した障害者にとってインクルーシブな技術開発にかかる国家政策である。国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」）及び欧州連合（European Union。以下、「EU」）の支援により、NSDC が職業・技術教育訓練（Technical and Vocational Education and Training。以下、「TVET」）改革を行い、技術ビジョン 2016 を宣言した。これはジェンダーに配慮した、障害フレンドリーな政策である。障害者に対象を絞った TVET に加えて、教育省傘下の技術教育委員会が担当する公私セクターの一般 TVET 機関（ポリテクニクセンター49カ所、技術訓練センター38カ所）において障害者枠 5%を設定しており、その効果的実施にかかり、関連省庁、プライベートセクター、障害者支援 NGO、障害当事者団体との連携の促進や、支援機器へのアクセスや合理的配慮について、ILO が技術教育局を支援している⁶⁵。その他の政府の取り組みとしては、2010 年から開始された就業潜在能力のある障害者が就職先を見つけるまでの間に一時的に生活できるようなホステル運営事業がある。

訓練関連の他の省庁の実績としては、電気通信・情報技術省が障害のある教育を受けた若者を対象としたさまざまな訓練機会を提供している。政府と NGO の連携として、情報通信技術（Information and Communication Technology。以下、「ICT」）部、バングラデシュコンピュータ委員会及び NGO が協働し、ディビジョナルレベルの ICT トレーニングセンター設置・運営を計画している。これらのセンターはアクセシブルであり、協働する NGO により障害に関連した技術的支援がなされている。また、サイバー・カフェ・オーナーズ協会によ

⁶³ Ibid

⁶⁴ 政府報告に基づく。

⁶⁵ https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-dhaka/documents/publication/wcms_543298.pdf（参照 2021-02-01）

って、サービスに利用されているコンピュータにスクリーン・リーディングソフトウェアをインストールすることに同意がなされており、障害者のためのアクセシビリティ確保のための動きがみられる。また、1978年から社会サービス局によって運営されている国立障害者訓練・リハビリテーションセンターにおいては、視覚障害者を対象とした竹細工・籐細工、養鶏等の職業訓練が実施されており、2019年までに713名が訓練を受講している。同様の地域リハビリテーションセンターはGazipur及びBagerhatの各ディストリクトにも設置されており、身体障害者及び聴覚障害者を対象として様々な短期職業訓練コース（機会、木工、衣類仕立て、養鶏等）を実施しており、2019年までに3,223名が受講している。これらのセンターにおけるコース受講生は修了時に手当として4,000タカ（約5,000円）を受領できる制度となっている。

障害者雇用枠については、公務員の職位レベル1から4を対象に孤児及び障害者合わせて10%の枠が設定されている。また、幹部クラスについては1%の枠が割り当てられている。

民間セクターにおいては、障害者雇用を10年以上前にいち早く取り入れた企業が2,500名の障害者に就労機会を与えており、これを見習う形で他社においても障害者雇用が促進されようとしている。就労先としては、化粧品、衣類、医薬品産業から、さらに技術の必要とされる銀行や携帯電話会社が挙げられる。またコールセンターやアウトソーシング企業における就労機会もある。

政府はマイクロファイナンス事業にも着手しており、一定程度の訓練を受けた障害者が小規模な所得創出事業を開始できるように、最高2万5,000タカ（約3万1,275円）の無利子ローンにアクセスできることとしている。同様の事業が政府によって運営される4銀行によって実施されており、障害者によるグループローンへのアクセスもまた可能となっている。

障害者の就労について、パラレルレポートの指摘は以下のとおり。

- ・ 公的部門と民間部門で雇用されている障害者の割合を追跡するためのデータベースが構築されていない。（CRPD Platform-Bangladesh）
- ・ 障害者権利保護法は、雇用の分野における障害者に対する差別を禁止しているが、同分野における差別に対する救済を確実にするための措置は講じられていない。意識向上イニシアチブの欠如とディストリクト委員会の非機能性に起因して、雇用者や求職者は同委員会に対して差別に対する苦情を申し立てていない状況にある。また、障害のある雇用者を職場でのハラスメントから保護するための法的規定が存在しない。（CRPD Platform-Bangladesh）
- ・ 精神障害、知的障害のある人は、雇用機会の権利に関して完全に無視されている。積極的是正措置として、障害者割当て1%が規定されたが、同規定はその後、2018年に廃止されている。（CRPD Platform-Bangladesh）
- ・ 政府は、障害者の権利と合理的配慮について雇用主を訓練するイニシアチブをとっていない。（CRPD Platform-Bangladesh）

- ・ 労働法（2006）を改正して、障害者権利保護法との整合性を確保し、効果的な障害者雇用枠制度の要件を定め、それを以下に適用できるようにするべきである。すべての政府及び非政府組織は、障害のある雇用者が障害を理由として低賃金にならないようにすべきである。雇用主が違反について直面する可能性のある法的影響を明確にするべきである。また、現在不十分な補償額を 12 万 5,000 タカ（約 15 万 6,375 円）に増やすべきである。（CRPD Platform-Bangladesh）
- ・ 公務員委員会及び司法委員会規則を修正して、公共部門及び司法における障害者の雇用に関連する差別を撤廃するべきである。（CRPD Platform-Bangladesh）
- ・ 次の方法で障害者の雇用機会を増やす。（CRPD Platform-Bangladesh）
 - 市民社会が関与するモニタリングメカニズムを確立して、障害者と孤児の 10%の割当てが、公務員格付け 3 と 4 において、採用中に満たされているかどうかを識別し、職場での合理的配慮を確保する。
 - 包括的で障害者のニーズに応える質問票を含む、試験、採用及び雇用のすべての段階で、障害者のための合理的な調整を行う。
 - 障害者への技術的及び職業的訓練を含み、民間部門の組織を含む無料もしくは助成付きの訓練を提供する。障害のある研修生は、手頃な金利でローンにアクセスし、銀行や金融機関からの頭金を 0%確保することを許可されるようにする。

ハンセン病差別禁止のために、政府は苦情を受け付けるメカニズムを作るべきである。また、雇用主に対する啓発活動等を行うべきである。（TLMi-B, PNSP and ALO）

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス⁶⁶

CRPD に関連する障害関連施策としては、ソーシャルセキュリティ国家戦略（2015）、食料安全、子どもを対象とした社会保障及び「③ジェンダーと障害」において述べた女性と子どもの抑圧防止法等が挙げられる。

公的な社会保障のサービス享受にかかり必要となるのが全国障害カードである。同カードはこれまでに 95 万人に配布されている（政府報告提出時 2017 年 4 月時点）。社会福祉省社会サービス局が全国の草の根レベルで活動するワーカーを通して、社会保障サービスによりアクセスできるように、障害者、特に極度の貧困状態にある障害者を見つけ出している。同様の活動が全国選挙委員会による投票 ID カードに関連する事業においても実施されている。社会サービス局のワーカーはすべての世帯を訪問して初期情報を収集し、これにより発見された障害者には識別センターへの訪問が求められる。同センターにおいては、訓練を受けた医師とリハビリテーション・ワーカーが障害の詳細にかかる評価を行い、全国障害カードの発行となる。同カードを利用することで、鉄道切符、バス切符等の 50%割引等のサービスを受けられる。

⁶⁶ 政府報告に基づく。

障害のある貧困者の苦境を考慮して、政府は毎月の 500 タカ（約 625 円）の支給を開始している。2017 年 4 月の時点で、31 万人が支給対象者となっている。新たに提案されている全国社会保障戦略（National Social Security Strategy: NSSS）においては、月当たりの支給額は 1,600 タカ（約 2,000 円）に増額されている。初年度の対象者は 1 歳から 59 歳の障害者 100 万人である。なお、60 歳以上の障害者については月 3,000 ルピー（約 3,753 円）の年金が支給されることとなっている。その他、高齢者国家政策（2013）においては高齢の障害者への支援及び意思決定への参加促進が明記されている。また、年収 3 万 6,000 タカ（約 45,036 円）未満で 6 歳以上の経済的に破産した障害者は、障害者手当の受給が可能となっており、2016 年には 75 万人の障害者が同手当として月額約 20 米ドルを受領した。スキームへの支出は GDP の 0.005%であった。

国内、特に北部の乾燥した地域における人々の非雇用に苦しむ状況を考慮して、政府はこれらの人々を対象に年間 100 日間の就労機会の提供を開始している。同事業において、障害者に対して優先的に機会が提供されている。

情報保障については、国営テレビ放送の Bangladesh TV（BTV）及びいくつかのプライベートチャンネルがニュース番組において手話支援サービスを開始している。同プログラムは手話利用者の情報保障になるだけでなく、全国民に対して障害者や手話にかかる啓発も行っている。なお、2009 年に手話はバングラデシュの一つの言語であると首相が宣言している。また、ICT 国家政策は障害者インクルーシブな政策となっており、情報権利法もまた障害者、特に視覚障害者の情報アクセスを保障している。

交通面の施策として運輸国家政策が策定されている。同政策は障害者インクルーシブな政策となっており。首都ダッカと第二の都市チッタゴン間を結ぶ鉄道がユニバーサルデザインの基準で設計されている。また政府はアクセシブルな 200 台の車両の輸入を決定しており、より障害者にやさしい交通制度を目指している。

市民社会による社会保障・社会サービスへの指摘事項は以下のとおりである。

- 2019-20 会計年度に政府は、貧困状態にある 155 万人の障害者を対象に、月額 750 タカ（約 938 円）の手当を支給している。また、政府は 190 万人の障害者のための新しい国家社会保障戦略を提案している。しかしながら、雇用を確保する代わりに手当を支給する戦略は善策ではなく、適切でもない。（CRPD Platform-Bangladesh）
- バングラデシュ銀行は、すべての銀行が規則を遵守し、障害者に個人の銀行口座を開設及び管理することを含むサービスを提供することを保障する必要がある。（CRPD Platform-Bangladesh）
- ホームレスの障害者が、安全な家、老人ホーム、孤児院、政府の避難所でのアクセシビリティを確保する。障害者の特別なニーズに対応できるようにスタッフを訓練すべきである。（CRPD Platform-Bangladesh）
- 政府は、社会的包摂を促進し、ハンセン病による障害のある人々の生活水準を向上させ、彼／彼女らに優先的な社会保障サービスを提供すべきである。（TLMI-B, PNSP and ALO）

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー⁶⁷

CRPD に関連する障害関連施策としては、障害者権利保護法のほか、国家建設基準法(1993)及びダッカ市建設規定(2008)が挙げられる。

1) 障害者権利保護法(2013)

同法は CRPD に準拠しており、障害者が他者と平等に、物理的なインフラ、交通、コミュニケーション、情報、ICT を含むすべての一般向け施設、サービスにアクセスできることを保障している。バス等公共交通機関への 5%の障害者用席の設置等を含む。

2) 国家建設基準法(2017)

1995年に初めて制定された国家建設法は、CRPD 批准前の 2006年に第1次改訂が行われ、さらに CRPD と障害者権利保護法(2013)に沿った形で 2017年に第2次改訂がなされている。ユニバーサルデザインの概念が組み込まれており、音声支援交通信号の導入が首都ダッカになされ、他都市にも普及されつつある。

3) ダッカ市建設規定(2008)

ユニバーサルデザインの概念が組み込まれている規定。設計段階において障害当事者団体代表が担当室のメンバーとなっており、障害者のアクセシビリティの権利を保障している。駐車場からロビーまでをユニバーサルデザインとし、1フロアに最低1つのアクセシブルトイレを設置すると規定している。なお、ダッカにおいては、国立博物館、国会建物、国立スタジアム、ダッカ大学やその他の多くの民間の建物において障害者のためにスロープ等が設置されている。

パラレルレポートは施設及びサービス等の利用の容易さについて以下の指摘をしている。

- ・ 建設、交通、IT 技術等のアクセシビリティ基準のデザイン、実施、モニタリングに、DPOs の代表が参加できていない。
- ・ アクセシブルな建設、交通、IT 技術にかかる予算措置がなされていない。政府は障害者に対してさまざまな支援機器を提供しているが、障害者のニーズに合わせられていない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ アクセシビリティに関する法律等、既存の障害関連法の効果的实施をすべきである。(CRPD Platform-Bangladesh) (PRDH, IHEI)
- ・ 目で見てわかるサインのような、聴覚障害者の移動にかかるニーズに対応すべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ アクセシビリティ関連法の実施にかかる年次報告を作成すべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 公務員に対して、障害者のためのアクセシビリティに関する訓練を行うべきである。(PRDH, IHEI)

⁶⁷ 政府報告に基づく。

- ・ 既存のアクセシビリティ関連法を都市部から農村部に普及展開するべきである。
(PRDH, IHEI)
- ・ 移動のための支援機器は国内の市場で限られた規模で入手可能であり、これらの製品はそれほど高水準ではない。他方、輸入された支援機器は高価である。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 自立生活の権利を行使するための障害者への経済的支援を含む、地域に根ざした利用可能なサービスが存在していない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ アクセシブルな住宅、銀行、サービス、店舗、市場、交通機関などの移動支援は存在していない。(CRPD Platform-Bangladesh)

・ 防災⁶⁸

防災関連施策としては、洪水、サイクロン等の自然災害が頻発するバングラデシュにおいて、障害者が最も被害を受けやすいグループに属していることを考慮して、災害管理国家計画（2008-2015; 2016-2020）、災害にかかる内務規定（2010）が、障害インクルーシブな施策として策定されている。

なお、仙台防災枠組の採択を受けて、バングラデシュ政府は 2015 年 12 月に障害と防災管理国際会議をダッカにて主宰し、障害者の包摂をより効果的にするための議論がなされ、同枠組の行動計画にかかるダッカ宣言が採択され、同年に災害管理政策が策定されている。2018 年にも第 2 回国際会議がダッカで開催され、700 名を超える国内外のステークホルダーが参加し、ダッカ宣言（2015）をレビューしつつ新たな具体的な所見、国際約束、目標、指標等がダッカ宣言（2018）にまとめられた。

バングラデシュにおいて、登録された 3.3 万人以上のロヒンギャ難民及び未登録の 40 万人のミャンマー人が生活しており、彼/彼女らの中には多くの障害者が含まれている。国連難民高等弁務官事務所、国際移住機関、及びヒューマニティ&インクルージョン（Humanity & Inclusion。以下、「H&I」）のような組織によりサービスが提供されている。

市民社会組織は防災及び災害時における障害者対応について以下の懸念を示している。

- ・ 障害者に対して避難所に関するすべての情報を提供し、特に聴覚障害者及び視覚障害者のために、障害の種類ごとに適切なアクセス可能な形式で配布すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 災害時ボランティアは、すべての障害者とコミュニケーションをとるための専門的な訓練を受けていない。また政府は、聴覚及び言語障害のある人のためのアクセス可能な情報提供システムを有していない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 2019 年の災害規則（Standing Orders on Disaster）は、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、障害者と DPO の参画を認めているが、その実施は非常に限定的である。(CRPD Platform-

⁶⁸ 政府報告に基づく。

Bangladesh)

- ・ 災害センターにおける障害者の平等で安全なアクセスを保障すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 物理的なアクセシビリティを確保し、障害者の支援方法について責任者を対象とした訓練を実施すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 災害管理について、障害者の障害種別ごとにニーズ調査を実施すべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 災害及び人道的管理に障害者を含める。 難民／国内避難民 (Internal Displaced People: IDP) キャンプのアクセシビリティ監査に関して、障害者を含めて実施すべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 災害・人道管理において障害者を包含させるべきである。難民キャンプにおけるアクセシビリティの監査を障害者と相談しつつ進めるべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 障害者を受け入れる避難所の近くに給水所、衛生施設、流通サイト等を設置し、それらへのアクセスを改善すべきである。(PRDH, IHEI)
- ・ 緊急事態への準備、対応に関する地域に根ざした組織の研修を確実に実施し、これらに障害者を参加させるべきである。(PRDH, IHEI)

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府⁶⁹</p>	<p>【研修員受け入れ】 青年研修：障害者支援制度コース（2017） 【無償資金協力】 該当無し 【有償資金協力】 ダッカ-チッタゴン鉄道網整備事業（2007） ダッカ都市交通網整備事業（2013） 【研修員受入】 N/A 【ボランティア】 N/A</p>
<p>他ドナー⁷⁰</p>	<p>【国際機関】 ・ IFES (International Foundation for Electoral System)：障害者リーダーの育成 【国際 NGO】 ・ H&I：ロヒンギャ難民支援及び自然災害防災事業において障害のある難民の配慮。DPO のキャパシティ・ディベロップメント、障害者の経済的インクルージョン事業、法的支援、障害者リソースセンター支援、CBR 等を実施。 ・ Sightsavers: 白内障治療、障害者の権利にかかる事業を実施。</p>

⁶⁹ 内閣府障害者白書、内務省 ODA 評価報告書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

⁷⁰ 政府報告、各組織ウェブ情報に基づく。

	<ul style="list-style-type: none"> • Leonard Cheshire Disability：保健、教育、生計、技術訓練、自営、権利促進等に係る事業 • 国際赤十字：医療リハビリテーションにかかる支援実施。 • CBM：災害等の緊急時の障害インクルーシブな対策について支援実施。 • 日本財団：バングラデシュ政府による「2030年までのハンセン病ゼロ・イニシアチブ」への支援
--	---

また、パラレルレポートにおいて国際協力について以下の指摘がなされている。

- 障害者と DPO が、国際協力協定の計画と実施にどのように相談がなされ、関与しているかについての情報が存在しない。すべての委員会に障害者が参加し、その数を増やすべきであり、委員会は機能的でなければならない。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ドナー機関及び国際 NGO の戦略的計画への障害者の参加を確保すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- DPO の専門知識は国内及び国際的に認められるべきであり、ドナー機関はこれを強調すべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況⁷¹

バングラデシュにおいては施設中心型もしくはアウトリーチサービスが政府と非政府組織の連携により実施されてきた。施設中心型のサービスについては、Jatiyo Protibondhi Unnayan 財団の後援の下、2009年に政府が国内にワンストップサービスセンターを5カ所設置し、遠隔の農村地域に暮らしており質の高いサービスにアクセスできない障害者のニーズに対応するための、パイロットプログラム⁷²を実施している。具体的なサービス内容は、障害認定、カウンセリング、理学・作業・言語療法、支援機器の配布であり、保健・医療に偏っている。同プログラムの成功を受けて、新たに10の類似センターが翌年に運営が開始され、これまで64ディストリクト及び39 upazilla に103センター⁷³が設置されている。同センターは自閉症及び神経発達障害のある子どもの支援についても行っており、64ディストリクトレベル委員会及びワン・ストップ病院サービス委員会と呼ばれる委員会が様々な病院に設置され、同委員会により神経発達障害のある人々に対する迅速なサービスが提供されている。

アウトリーチサービスについては、全国規模の NGO によるさまざまなディストリクトにおけるバスを利用したモバイルサービスセンター事業の教訓を基に、政府が国内すべての64ディストリクトにおいて32台のモバイルリハビリテーションバンを導入した事業を開

⁷¹ 政府報告に基づく。

⁷² 事業正式名称は Protibondhi Seba O Sahajjo Kendro。

⁷³ 正式名称は Integrated Disability Service Centers。

始している。保健医療関連事業としては、2010年に保健省によって開始されたコミュニティヘルスプログラムがある。WHOのガイドラインに沿った自閉症スペクトラム及び発達障害にかかる訓練を受けたコミュニティ・ヘルス・ワーカーが農村地域においてスクリーニングと療育を行う。医療専門職が医療以外のテーマを扱ったのは同プログラムが初めての事であった。

その他に、遠隔地域の障害者を対象としたIT機器を使ったオンラインでの理学・作業・言語・心理療法等サービスの提供にかかる計画がなされている。

地方政府による障害者のニーズへの対応に関して、近年、地方行政・農村開発省が回覧を発行した。具体的な内容としては、障害者の情報収集及び整理、セイフティーネット・プログラムを含む地方政府事業での障害者優先、地方行政のすべての事業における障害者の参加促進、ツイントラック・アプローチを採用した障害者開発にかかる予算措置、障害の啓発等が挙げられる。これらの方針により、地理的に多様な地域における障害者の直面する課題解決がなされることとなる。

NGOによるCBR事業としては、Centre for Development in Disability (CDD)のCommunity Approaches to Handicap in Development (CAHD)手法が効果を上げていると報告されている⁷⁴。同手法の特徴は、施設中心型アプローチとは対照的に、障害者の地域社会での生活を重視し、地域社会そのものを障害への取り組みに巻き込んでいくアプローチであり、地域社会そのものに働きかけるという点である。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況⁷⁵

バングラデシュはマラケシュ条約に批准していない。他方、国内における関連する法制度政策として、マラケシュ条約採択以前においては、情報への権利法(2009)及びICT国家政策(2009)が挙げられる。アクセスしやすい情報の提供について明記された、情報への権利法が制定された一方で、障害者にとって公平かつインクルーシブなICTとする政策策定がなされた。同政策においては、ICTをツールとして活用した障害もしくは特別なニーズのある人々のための教育と研究へのアクセスの確保等、具体的な計画が盛り込まれている。なお、バングラデシュでは2000年に著作権法が制定されているが、書籍や出版物をアクセシブルな形式(点字、音声)で印刷できるようにする免除条項、及び障害者の包括性を確保するための情報通信技術政策は含まれていない。

近年の政府の施策であるデジタル・バングラデシュ2021達成に向けたロードマップにおいて、すべての省庁がウェブサイト運営を開始するなかで、視覚障害者にとってアクセシブルな設計をしている。また、情報へのアクセスプロジェクトが全国レベルで開始され、5,000カ所に地域に根差した情報センターが開設されている。これによって、最も遠隔地に住む

⁷⁴ 山形(2010)

⁷⁵ 政府報告に基づく。

人々に対してインターネットにアクセスできるよう試みられており、視覚障害者もしくは読むことができない人々が利用できるベンガル語の読み上げソフトウェアが導入されている。また教育関連では、2015年に初めて初等教育学校において無償の点字教科書3億冊が配布された。

CRPDの政府報告に伴うパラレルレポートでは、視覚障害者の著作物へのアクセスについて以下の指摘がなされている。

- ・ 法的な情報や啓発資料が、点字、拡大印刷、簡単な説明、手話等のアクセシブルな形式により、印刷物・電子メディア・アクセシブルなウェブサイトを通して、提供されるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)
- ・ 著作権法(2000)を改定し、書籍や出版物をアクセシブルな形式(点字、音声)で印刷できるようにする免除条項と、障害者の包括性を確保するための情報通信技術政策を含めるべきである。(CRPD Platform-Bangladesh)

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

バングラデシュにおいては2020年3月上旬に7名の感染確認以来、6月末までに感染者数が急増して1日に4千名に達した。その後、緩やかに減少したが、11月末にかけて第二波が訪れ、1日の感染者数は2千名となり、以降は減少に転じている。WHO⁷⁶によれば、2021年1月17日時点で新型コロナウイルス感染者累計は527,063名であり、死者数累計は7,883名であった。なお、全国的なロックダウンは2020年3月下旬から5月末に実施された。バングラデシュ政府によって取られた主な制限としては、夜間の外出制限、店舗・バザール・ショッピングモールの閉鎖、集会の禁止等が挙げられる。国民の支援のためにとられた主な対策は、欧州連合によるバングラデシュ政府を通じた各世帯への食料もしくは現金支給事業⁷⁷、等が挙げられる⁷⁸。国連経済社会局(United Nations Department of Economic and Social Affairs。以下、「UNDESA」)の報告⁷⁹によれば、外部の者が地域に入ってくることを拒むという伝統的な文化が影響し、障害者の移動に困難が生じたとされている。また、ホットスポット地域における政府により移動が制限された。また同報告及び国際障害連盟(International Disability Alliance。以下、「IDA」)の報告⁸⁰によれば、バングラデシュにおいては障害者の食料へのアクセスが困難であるとされている。

本調査では、本調査では、オンライン・アンケート及びインタビュー調査を実施した結果⁸¹に加えて、以下のコロナ禍が障害者にもたらした影響に関する情報については、バングラデシュ政府、UN機関並びにNGO等のウェブ情報を基に取りまとめた。

⁷⁶ <https://covid19.who.int/region/searo/country/bd> (参照 2021-01-18)

⁷⁷ https://ec.europa.eu/international-partnerships/stories/covid-19-supporting-social-protection-help-most-vulnerable-bangladesh_en (参照 2021-01-18)

⁷⁸ https://en.wikipedia.org/wiki/COVID-19_pandemic_in_Bangladesh (参照 2021-01-18)

⁷⁹ UNDESA(2020)

⁸⁰ IDA(2020)

⁸¹ 回答があったのは、Bangladesh Disabled Development Trust 及び Center for Service and Information on Disability (CSID)の2機関。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

保健・家族福祉省が2020年6月に発表した新型コロナウイルス準備・対応計画(Bangladesh Preparedness and Response Plan for COVID-19)における「危機に関するコミュニケーションと地域社会とのかかわり」の中で、障害者を含めた社会的集団が対象となるようなアプローチを開発する、としている。

他方、オンライン調査によれば、需要に対して供給が非常に限られている、もしくは皆無に等しいとの回答が得られた。また、DPOを対象としたインタビュー調査⁸²によれば、障害者が障害者手当(1か月当たり750タカ=約940円)を受給した場合、すべての人々に配給される援助物資(食料等)を受け取ることができない状況にある、と回答している。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

オンライン調査によれば、障害者は一般的に特別なヘルスケアが必要であるが、コロナ禍において、これらが障害者にとって適切なものではなくなってしまった。また、情報の不足と情報へのアクセシビリティの不足により、障害者がいつでも支援を受けることができない状況にある。コロナ禍において、障害者は生き残るために保健センターに行くことができず、社会サービスワーカーもまた障害者にサービスを提供することができていない。障害児については悪い衛生状態にあり、障害の状態が悪化する子どもも多い。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

オンライン調査によれば、通常学校は休校となっている。いくらかの教育機関が有料でオンライン学習サービスを提供している。また、障害児にとって、学校はひとつのレクリエーション活動であるが、コロナ禍においては、多くの障害児がオンラインによる教育に慣れていない。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

オンライン調査によれば、コロナ禍における障害者、特に視覚障害者にとって移動には大きな困難がある。人に触れることができないため、視覚障害者が移動する際の支援が困難となる。また移動にかかるコストは高い。

オンライン調査によれば、・移動に困難のある身体障害や、コミュニケーションに障害のある少女は、性的虐待を含めた虐待の危険がある。人口密度の高い場所に暮らす障害児は、新型コロナウイルスに対して非常に脆弱である。

⁸² <https://www.sddirect.org.uk/media/2063/query-no-42-economic-impacts-of-covid-19.pdf> (参照 2021-02-03)

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

オンライン調査によれば、障害者にとって就労は常に問題となっている。障害のない人々の多くが職を失うなかで、障害者も職を失っている。働く障害者の数はもはやゼロとなっている。また、政府が公共交通機関を全面的に運航中止としたことにより、高額な私的交通手段を使えない障害者は仕事を辞めざるを得なくなった。

H&I (2020)⁸³が障害者 91 名を対象に行った調査によれば、93%が新型コロナウイルス流行により生計活動が悪影響を受けたと回答した。また、移動制限により職場への移動に困難を生じたと回答した者は 89%であった。

現地の団体である Young Power in Social Actions (YPSA) による障害者がいる 100 世帯を対象とした調査⁸⁴によれば、これらの世帯の 74%が 2020 年 4 月 13 日までに職を失い、残りの 26%の世帯の 3 分の 2 の世帯は収入が減り、3 分の 1 の世帯は無収入であると回答した。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

オンライン調査によれば、障害者は情報へのアクセスの機会が限られている。情報にアクセスできるようにコンピュータ、スマートフォン等が必要であるが、貧しい障害者がこれらを持っていない。また、情報の不足とアクセシビリティの不足により、障害者はいつでも支援サービスを受けることができない。

⁸³ <https://www.sddirect.org.uk/media/2063/query-no-42-economic-impacts-of-covid-19.pdf> (参照 2021-02-03)

⁸⁴ Ibid

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
Bangladesh Disabled Development Trust (BDDT)	障害者支援を目的とし、人権・教育・雇用・リハビリテーション等の活動を実施している。コロナ禍において、物資配布等の緊急支援を実施した。
Bangladesh Protibandhi Kallyan Somity (BPKS)	障害者の権利促進を目指す組織。DPO 育成を含む権利にかかる総合的な事業を実施している。1985 年設立。
Center for Services and Information on Disability (CSID)	障害児者の権利という観点を持ち教育・保健・雇用等さまざまな事業を実施。1997 年設立。
Society of the Deaf and Sign Language Users (SDSL)	手話利用者の当事者組織であり、権利にかかるさまざまな活動を実施。2008 年設立。
Visually Impaired People's Society (VIPS)	視覚障害者のエンパワメントを目的とする DPO。2005 年設立。
Women with Disabilities Development Foundation (WDDF)	女性障害者リーダー当事者組織。女性障害者の権利・教育・保健・雇用等に関する活動実施。2007 年設立。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Access Bangladesh Foundation (ABF)	教育・雇用・保健・地域エンパワメント等の事業を実施している。2008 年設立。
Action Aid Bangladesh (AAB)	企業における障害のある若者のロールモデル育成事業等、雇用にかかる事業を実施した。
Action on Disability and Development (ADD) Bangladesh	国内 64 ディストリクトの障害者活動家 25 名の育成に取り組んでいる。
Assistance for Blind Children (ABC)	1980 年代から Sightsavers や EU の支援の下、CBR 事業を実施してきた。
Bangladesh Blind Mission (BBM)	現地パートナーである CDD とともに障害者リーダー育成に焦点をおいた活動をしている。
Bangladesh Legal Aid and Services Trust (BLAST)	貧困層及び疎外された人々の法制度へのアクセス改善を目指す組織。1993 年設立。
Bangladesh Protibondhi Foundation (BPF)	障害児の自立とより良い生活を目指す組織。活動分野は教育・保健・リハビリ・雇用等。1984 年設立。
Centre for Disability in Development (CDD)	1996 年設立。政府・非政府 350 組織と連携し、障害インクルーシブな世界を目指す組織。

Centre for the Rehabilitation of the Paralyzed (CRP)	医療、リハビリテーション等のサービス提供を中心に、アドボカシー、ネットワーキングにも注力。
Disabled Child Foundation (DCF)	障害児者の人権にかかる活動を実施する組織。2005年設立。
Disabled Rehabilitation and Research Association (DRRA)	障害者の権利の保護と促進のために活動する組織。主活動は保健・教育・雇用等。1993年設立。
Impact Foundation Bangladesh (IFB)	障害と貧困からの自由を目指す組織。保健分野に力を入れている。1993年設立。
Manusher Jonno Foundation (MJF)	障害者を含む疎外された人々の人権にかかるさまざまな活動を実施する組織。2002年設立。
National Council of Disabled Women (NCDW)	女性障害者団体の強化及びネットワーキング、啓発活動、技術訓練等を主な事業とする全国組織。
National Forum of Organizations Working with the Disabled (NFOWD)	1991年設立の全国的な障害シンクタンク。障害者の権利と関心の保護と促進を目的としており、400名の会員がいる。
National Grassroots and Disabilities Organization (NGDO)	23 ディストリクトにおいて活動する障害者支援にかかる草の根100組織のネットワーク。障害者の権利とインクルージョンを促進する事が目的であり、250000名の会員がいる。
Society for Education & Inclusion of the Disabled (SEID)	障害児者の権利にかかる活動をする組織。主対象は自閉症・ダウン症・脳性まひ・知的障害。2003年設立。
Society for the Welfare of the Intellectually Disabled (SWID)	知的障害・脳性まひ・ダウン症・コミュニケーション及び行動障害者を対象とした支援組織。1977年設立。
Youth Power in Social Action (YPSA)	障害者を含む人々の貧困のない社会を目指して活動する組織。1985年設立。

4. 参考資料

- Ali, Z. (2014) *Economic Costs of Disability in Bangladesh*, Bangladesh Development Studies, Vol. XXXVII, No. 4, <https://www.jstor.org/stable/26538631?seq=1> (参照2020-12-10)
- APCD (2013) *Persons with Disabilities Right Protection Act in Bangladesh User-Friendly Booklet* <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/95795/118013/F51789448/BGD95795%20Booklet.pdf> (参照2020-12-10)
- BRAC (2013) “*Study on the Rights and Protection of the Persons with Disabilities Act 2013*” *Adaptation, Application and Recommendation* http://www.brac.net/program/wp-content/uploads/reports/Final%20Report_CPJ_ASC_Disability%205th%20August%202018.pdf (参照2020-12-10)
- Government of Bangladesh (2012) CRC periodic report submitted by Govt. of Bangladesh
- Government of Bangladesh (2015) CEDAW periodic report submitted by Govt. of Bangladesh
- Government of Bangladesh (2015) *Disability in Bangladesh: Prevalence and Pattern*, Population Monograph: Volume-5, Bangladesh Bureau of Statistics, Statistics and Informatics Division, Ministry of Planning <http://203.112.218.65:8008/WebTestApplication/userfiles/Image/PopMonographs/disabilityFinal.pdf> (参照 2020-12-10)
- Government of Bangladesh (2016-2021) *Action Plan, Implementation of National Social Security Strategy (NSSS) of Bangladesh*, Cabinet Division and General Economics Division of Planning Commission <https://socialprotection.org/discover/publications/national-social-security-strategy-nsss-bangladesh> (参照 2021-02-02)
- Government of Bangladesh (2016) Preliminary Report on Household Income and Expenditure Survey 2016, Bangladesh Bureau of Statistics, Statistics and Informatics Division, Ministry of Planning https://www.academia.edu/37874731/Preliminary_Report_on_Household_Income_and_Expenditure_Survey_2016_BANGLADESH_BUREAU_OF_STATISTICS_BBS_STATISTICS_AND_INFORMATICS_DIVISION_SID (参照 2020-12-10)
- Government of Bangladesh (2017) *CRPD initial Report submitted by Govt. of Bangladesh*
- Government of Bangladesh (2017) *ABCD of Social Protection in Bangladesh*, Social Security Policy Support Programme, Cabinet Division and GED <http://socialprotection.gov.bd/wp-content/uploads/2017/06/ABCD-of-Social-Protection-in-Bangladesh-Final-17-June-2017.pdf> (参照 2020-12-10)
- Government of Bangladesh (2020) *CRPD replies to the list of issues in relation to its initial report* IDA (2020) *Disability rights during the pandemic - A global report on findings of the COVID-19 Disability Rights Monitor –*

https://www.internationaldisabilityalliance.org/sites/default/files/disability_rights_during_the_pandemic_report_web_pdf_1.pdf (参照 2020-12-14)

ILO, *Disability Inclusion in the Bangladesh Skills System*

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-dhaka/documents/publication/wcms_543298.pdf (参照2020-12-10)

IMF (2012) *Bangladesh: Poverty Reduction Strategy Paper*

<https://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2013/cr1363.pdf>

Malak, M. S. et al (2013) *Inclusive Education in Bangladesh: Policy and Practice*, Joint AARE Conference, Adelaide 2013

<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED603287.pdf> (参照2021-02-02)

Thompson, S. (2020) *Disability Inclusive Development Situational Analysis for Bangladesh*,

<https://www.researchgate.net/publication/343306518> (参照 2020-12-10)

World Bank (2011) *Disability and Poverty in Developing Countries: A Snapshot From the World Health Survey*

https://www.researchgate.net/publication/228268488_Disability_and_Poverty_in_Developing_Countries_A_Snapshot_from_the_World_Health_Survey (参照 2020-12-14)

Zulfikar, B. et al. (2018) *Inclusive Education in Bangladesh: Digging Deeper into Educational Prospects of Children with Disabilities in Bangladesh*, European Journal of Education, January – April 2018, Vol. 1, Issue 1.

http://journals.euser.org/files/articles/ejed_v1_i1_18/Bushra.pdf (参照 2021-02-01)

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2020-12-14)

山形辰史 (2010) バングラデシュの障害当事者と障害者政策：Community Approaches to Handicap in Development (CAHD)の可能性と限界，森壮也編『南アジアの障害当事者と障害者政策』調査研究報告書，アジア経済研究所

https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_110_ch3.pdf
(参照 2021-02-01)

JICA (2017) すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み

https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-att/disability_and_development.pdf
(参照 2020-12-14)

<ウェブ情報>

Government of Bangladesh, Ministry of Social Welfare

<https://msw.gov.bd/> (参照 2021-02-02)

Government of Bangladesh, Ministry of Social Welfare, Department of Social Services

- <http://www.dss.gov.bd/> (参照 2021-02-02)
- Government of Bangladesh, Ministry of Social Welfare, Jatiyo Protibondhi Unnayam Foundation
(National Foundation for Development of the Disabled Persons)
- <http://www.jpuf.gov.bd/> (参照 2021-02-02)
- Government of Bangladesh, Ministry of Social Welfare, National Social Welfare Council
- <http://www.bnswc.gov.bd/> (参照 2021-02-02)
- Government of Bangladesh, Ministry of Social Welfare, Neuro-Developmental Disability Protection
Trust
- <http://nnddpt.teletalk.com.bd/> (参照 2021-02-02)
- Government of Bangladesh, National Human Rights Commission
- <http://www.nhrc.org.bd/> (参照 2021-02-02)
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, United Nations Treaty Body
Status
- https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=BGD&Lang=EN (参照 2020-12-02)
- Shepherd S. (2017) *Disability, poverty and poverty dynamics: a preliminary analysis of panel data, policies and politics in Bangladesh- A Synthesis*
- <http://www.chronicpovertynetwork.org/resources/2017/12/7/disability-poverty-and-poverty-dynamics-a-preliminary-analysis-of-panel-data-policies-and-politics-in-bangladesh-a-synthesis>
(参照2020-12-10)
- UNDESA (2020) *Policy Brief No. 60 – 88*
- https://www.un.org/development/desa/dpad/document_gem/undesa-policy-brief/ (参照 2020-12-14)
- 内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2020-12-12)
- JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
(参照 2020-12-12)